

# 徳島県国民保護計画

令和 7 年 2 月

徳島県

# 目 次

<b>第1編 総 論</b>	1
<b>第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等</b>	3
1 県の責務及び徳島県国民保護計画の位置づけ	4
2 徳島県国民保護計画の構成	4
3 徳島県国民保護計画の見直し、変更手続	5
4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	5
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b>	6
<b>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b>	8
<b>第4章 地理的、社会的特徴</b>	13
1 近隣府県の地理的・社会的特徴	13
2 徳島県の地理的・社会的特徴	15
<b>第5章 県国民保護計画が対象とする事態</b>	19
1 武力攻撃事態	19
2 緊急対処事態	20
3 N B C 攻撃の場合	22
<b>第2編 事前対策 ~平素からの備えや予防~</b>	25
<b>第1章 組織・体制の整備等</b>	27
<b>第1節 県における組織・体制の整備</b>	27
1 県における平素の業務	27
2 県職員の収集基準等	27
3 国民の権利利益の救済に係る手続等	29
4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	30
<b>第2節 関係機関との連携体制の整備</b>	31
1 基本的考え方	31
2 国の機関との連携	31
3 他の都道府県等との連携	32
4 市町村との連携	33
5 指定公共機関等との連携	34
6 ボランティア団体等に対する支援	34
<b>第3節 通信の確保</b>	35
<b>第4節 情報収集・提供等の体制整備</b>	37
1 基本的考え方	37
2 警報等の通知に必要な準備	37
3 市町村における警報の伝達に必要な準備	38
4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	38

5	市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	40
6	被災情報の収集・報告に必要な準備	40
7	市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	41
<b>第5節 災害医療体制の整備</b>		42
<b>第6節 研修及び訓練</b>		43
1	研修	43
2	訓練	43
<b>第2章 避難及び救援に関する平素からの備え</b>		45
1	避難に関する基本的事項	45
2	救援に関する基本的事項	45
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	46
4	交通の確保に関する体制等の整備	46
5	避難施設の指定	47
6	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	48
<b>第3章 要配慮者支援に関する平素からの備え</b>		49
1	社会福祉施設等入居者の対策	49
2	在宅の要配慮者の対策	49
3	外国人対策	50
<b>第4章 生活関連等施設の把握等</b>		51
<b>第1節 生活関連等施設の把握等</b>		51
1	生活関連等施設の把握	51
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	52
3	市町村における平素からの備え	53
<b>第2節 県が管理する公共施設等における警戒</b>		54
<b>第5章 物資及び資材の備蓄、整備</b>		55
1	基本的考え方	55
2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	55
3	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	55
4	市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	56
<b>第6章 国民保護に関する啓発</b>		57
1	国民保護措置に関する啓発	57
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	57
3	市町村における国民保護に関する啓発	58
<b>第3編 応急対策～武力攻撃事態等への対処～</b>		61
<b>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>		63
1	初動体制の迅速な確立	64
2	危機管理対策本部等における初動措置	64

3 県対策本部に移行する場合の調整	65
4 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	65
<b>第2章 県対策本部の設置等</b>	<b>66</b>
1 県対策本部の設置	66
2 通信の確保	71
<b>第3章 関係機関との連携</b>	<b>72</b>
1 国の対策本部との連携	73
2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	73
3 自衛隊の部隊等の派遣要請等	73
4 他の都道府県等に対する応援の要求、事務の委託	74
5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	75
6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	75
7 県の行う応援等	76
8 ボランティア団体等に対する支援等	76
9 住民への協力要請	77
<b>第4章 警報及び避難の指示等</b>	<b>78</b>
<b>第1節 警報の通知及び伝達</b>	<b>78</b>
1 警報の通知等	79
2 市町村長の警報伝達の基準	79
3 緊急通報の発令	80
<b>第2節 避難の指示等</b>	<b>82</b>
1 避難措置の指示	83
2 避難の指示	83
3 避難の指示の想定事態別留意事項	88
4 県による避難住民の誘導の支援等	90
5 市町村における避難実施要領の策定	93
6 避難所等における安全確保等	98
7 避難住民復帰のための措置	98
<b>第5章 救援</b>	<b>99</b>
1 救援の実施	100
2 関係機関との連携	100
3 救援の内容	101
4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	104
5 救援の際の物資の売渡し要請等	104
<b>第6章 安否情報の収集・提供</b>	<b>106</b>
1 安否情報の収集	107
2 総務大臣に対する報告	107
3 安否情報の照会に対する回答	108
4 日本赤十字社に対する協力	109
5 市町村による安否情報の収集及び報告・回答	109

<b>第7章 武力攻撃災害への対処</b>	110
<b>第1節 武力攻撃災害への対処の基本的考え方</b>	110
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	110
2 武力攻撃災害の兆候の通報	110
<b>第2節 生活関連等施設の安全確保等</b>	111
1 生活関連等施設の安全確保	111
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	113
3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	115
<b>第3節 NBC攻撃による災害への対処等</b>	116
1 応急措置の実施	116
2 国の方針に基づく措置の実施	116
3 関係機関との連携	116
4 汚染原因に応じた対応	116
5 知事及び県警察本部長の権限	117
<b>第4節 退避の指示及び警戒区域の設定等</b>	119
1 退避の指示	120
2 知事、市町村長の事前措置	121
3 警戒区域の設定	121
4 応急公用負担等	122
5 消防に関する措置等	123
<b>第8章 被災情報の収集及び報告</b>	126
<b>第9章 保健衛生の確保その他の措置</b>	129
1 保健衛生の確保	129
2 廃棄物の処理	129
3 文化財の保護	130
<b>第10章 国民生活の安定に関する措置</b>	131
1 生活関連物資等の価格安定	131
2 避難住民等の生活安定等	133
3 生活基盤等の確保	133
<b>第11章 交通規制</b>	135
<b>第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理</b>	137
1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義	137
2 赤十字標章等	137
3 特殊標章等	138
4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	139
<b>第4編 事後対策～復旧等～</b>	143
<b>第1章 当面の復旧</b>	145

1	基本的考え方	145
2	ライフライン施設の当面の復旧	145
3	輸送路の確保に関する当面の復旧等	146
<b>第2章 武力攻撃災害の復旧</b>		147
<b>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</b>		148
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	148
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	148
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	149
4	市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	149
<b>第5編 緊急対処事態への対処</b>		151
1	緊急対処事態	153
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	153

## 徳島県国民保護計画で使用する用語について

# 第 1 編

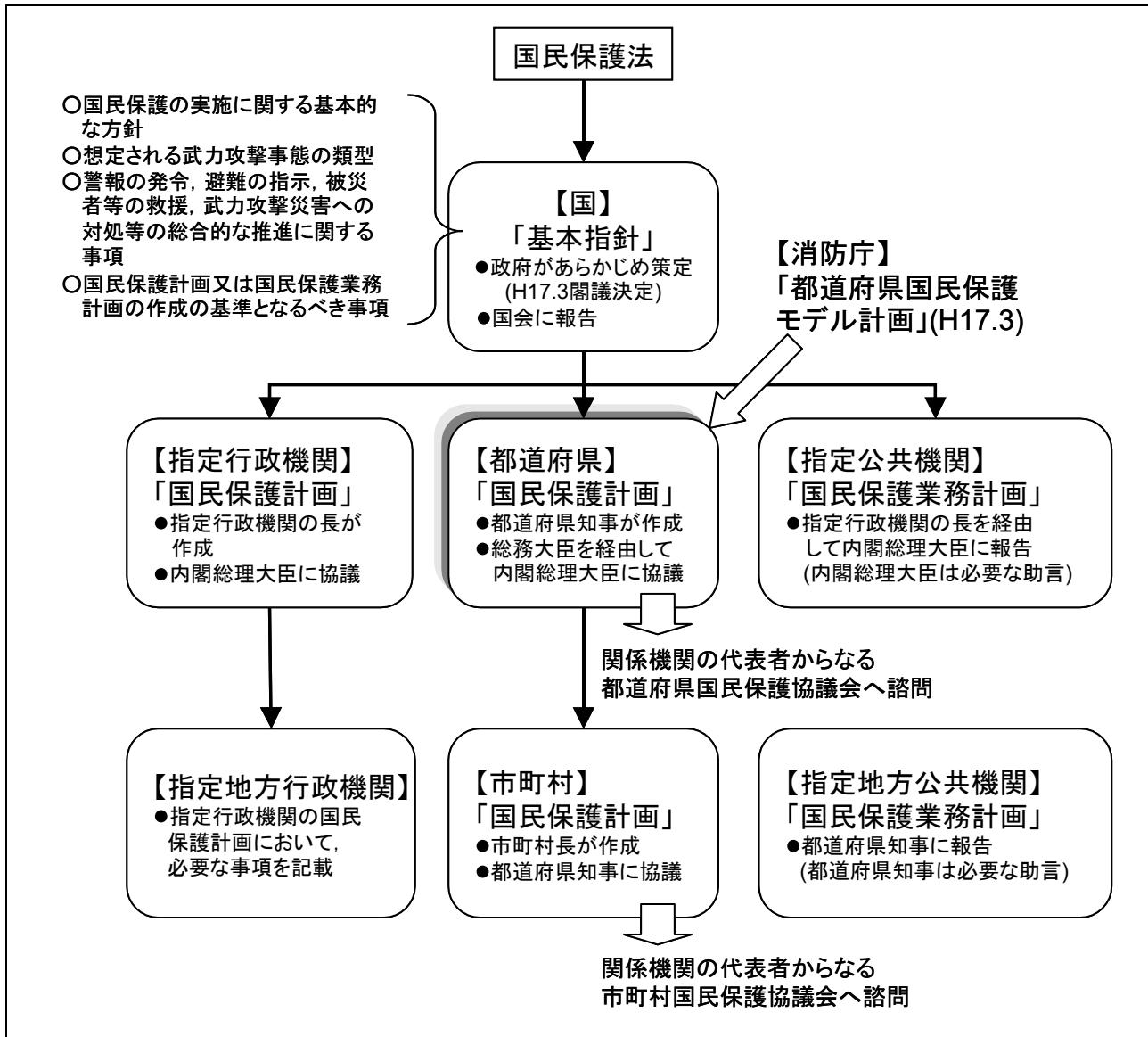
## 總論



# 第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、県の責務を明らかにするとともに、県国民保護計画の位置づけ、構成等について定める。

## 【県国民保護計画の位置づけ】



## 1 県の責務及び徳島県国民保護計画の位置づけ

### ① 県の責務

県は、武力攻撃事態等において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）や「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」以下「事態対処法」という。）等の関連する法律、「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）及び徳島県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

県は、武力攻撃事態等において、国民保護法、その他の法令、基本指針及び徳島県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する<sup>\*1</sup>。

### ② 徳島県国民保護計画の位置づけ

県は、その責務にかんがみ、国民保護法第34条の規定に基づき、徳島県国民保護計画を作成する<sup>\*2</sup>。

### ③ 徳島県国民保護計画に定める事項

徳島県国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第34条第2項各号に掲げる事項について定める。

## 2 徳島県国民保護計画の構成

徳島県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 事前対策～平素からの備えや予防～

第3編 応急対策～武力攻撃事態等への対処～

第4編 事後対策～復旧等～

第5編 緊急対処事態への対処

\*1 法第11条第1項（国民保護措置の包括的実施義務）

\*2 法第34条第1項・第2項（都道府県国民保護計画の策定義務）

### **3 徳島県国民保護計画の見直し、変更手続**

#### **① 徳島県国民保護計画の見直し**

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。徳島県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

徳島県国民保護計画の見直しに当たっては、徳島県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

#### **② 徳島県国民保護計画の変更手続**

徳島県国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、<sup>\*1</sup>徳島県国民保護協議会に諮問の上<sup>\*2</sup>、<sup>\*3</sup>総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し<sup>\*2</sup>、その同意を得た後、県議会に報告し<sup>\*3</sup>、公表する。ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は不要とする。

### **4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画**

市町村国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとし<sup>\*4</sup>、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

\*1 法第37条第3項

\*2 法第34条第5項・第8項（内閣総理大臣との協議義務）

\*3 法第34条第6項・第8項（都道府県国民保護計画の議会等への報告・通知・公表義務）

\*4 法第35条、第36条

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### ① 基本人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う<sup>\*1</sup>。

### ② 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める<sup>\*2</sup>。

### ③ 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する<sup>\*3\*4</sup>。

### ④ 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める<sup>\*5</sup>。

### ⑤ 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める<sup>\*6</sup>。

また、県は、市町村と連携し、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める<sup>\*7</sup>。

\*1 法第5条

\*2 法第6条（国民保護措置を実施するにあたっての権利救済手続等の迅速処理義務）

\*3 法第8条第1項（国民保護措置に関する国民への情報提供義務）

\*4 法第8条第2項（適切な方法を用いた国民への情報提供努力）

\*5 法第3条第4項（国民保護措置を実施するにあたっての国・指定公共機関等との連携協力義務）

\*6 法第4条第1項

\*7 法第4条第3項（国民保護措置を実施するにあたっての自主防災組織等に対する支援努力）

⑥ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、  
その自主性を尊重する<sup>\*1</sup>とともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する<sup>\*2</sup>。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

⑦ 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施<sup>\*3</sup>

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者や障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

⑧ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保<sup>\*4</sup>

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

⑨ 外国人への国民保護措置の適用

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定は、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

⑩ 県地域防災計画等の活用

県は、国民保護措置が徳島県地域防災計画〈大規模事故等災害対策編〉や徳島県石油コンビナート等防災計画における災害への対応と共に通した事項が多いことから、県地域防災計画等に基づく取り組みを活用する。

---

\*1 法第7条第1項（日本赤十字社の自主性尊重義務）

\*2 法第7条第2項（放送事業者である指定公共機関等の表現の自由配慮義務）

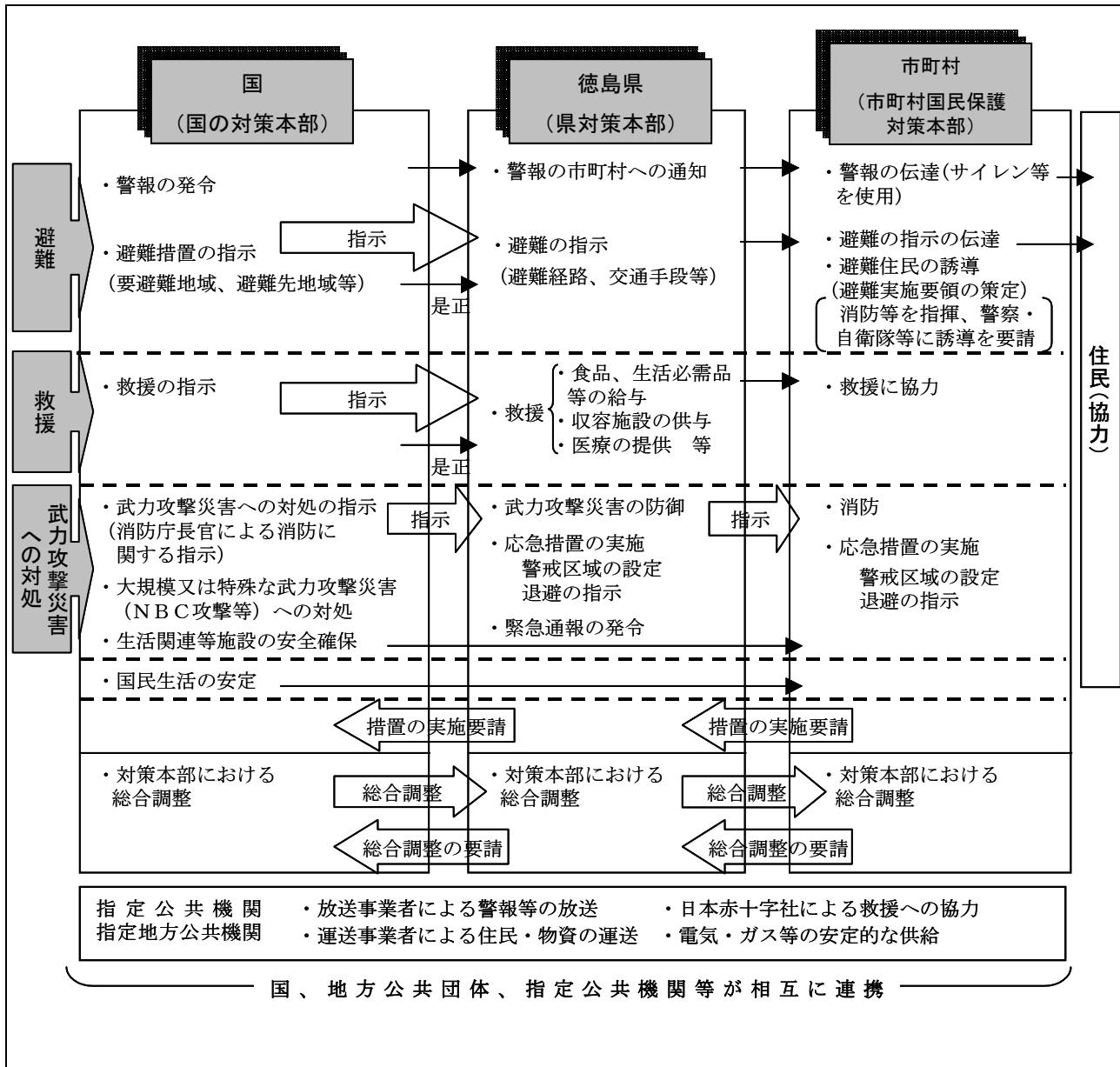
\*3 法第9条

\*4 法第22条（国民保護措置の実施に関する安全確保配慮義務）

## 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱について、次のとおり定める。

### 【国民の保護に関する措置の仕組み】



[1] 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"><li>1 県国民保護計画の作成</li><li>2 県国民保護協議会の設置、運営</li><li>3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営</li><li>4 組織の整備、訓練</li><li>5 警報の通知</li><li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li><li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li><li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li><li>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li><li>10 交通規制の実施</li><li>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li></ol>

[2] 市町村

機関の名称	事務又は業務の大綱
市町村	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市町村国民保護計画の作成</li><li>2 市町村国民保護協議会の設置、運営</li><li>3 市町村国民保護対策本部及び市町村緊急対処事態対策本部の設置、運営</li><li>4 組織の整備、訓練</li><li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整 その他の住民の避難に関する措置の実施</li><li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li><li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集 その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li><li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li><li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li></ol>

③ 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
中国四国防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
四国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
四国財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	1 輸入物資の通関手続
四国厚生支局	1 救済等に係る情報の収集及び提供
徳島労働局	1 被災者の雇用対策
中国四国農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
四国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
四国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部四国支部	1 危険物等の保全 2 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策 3 鉱山における災害時の応急対策
四国地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 4 所管施設利用者への情報提供
四国運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保

東京航空交通管制部 福岡航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
大阪管区気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第五管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

#### 4 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者 (日本放送協会)	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者 (四国旅客鉄道株式会社)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者 (西日本電信電話株式会社等)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者 (四国電力株式会社)	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者 (西日本高速道路株式会社) (本州四国連絡高速道路株式会社)	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

## ⑤ 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者 (四国放送株式会社) (株式会社エフエム 徳島)	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者 (阿佐海岸鉄道株式 会社) (一般社団法人徳島 県バス協会) (一般社団法人徳島 県トラック協会) (南海フェリー株式 会社)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
ガス事業者 (四国ガス株式会社) (一般社団法人徳島 県エルピーガス協会)	1 ガスの安定的な供給
病院その他医療機関 (一般社団法人徳島 県医師会)	1 医療の確保

## 第4章 地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するため、本県を含め近隣府県の地理的、社会的特徴等について把握することとし、次のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について整理する。

### 【徳島県の位置】



#### 1 近隣府県の地理的・社会的特徴

##### ① 近隣府県の特徴把握の必要性

武力攻撃事態等においては、府県境を越えた避難や、N B C攻撃等による大規模な武力攻撃災害への対処が求められることも想定されることから、県として、適切な国民保護措置の実施を行うためには、本県の地理的・社会的特徴を把握するだけでなく、近隣府県の人口分布や道路現況等の概況についても、事前に把握しておくことが必要である。

そのため、県は、平素から近隣府県の地理的・社会的特徴の把握に努めるものとし、とりわけ、近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）及び四国4県（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）については、必要な情報の共有・更新を定期的に行う。

##### ② 人口規模

近畿2府7県及び四国4県の人口は次の表のとおりとなっており、人口の合計は、約2,800万人に達している。

県は、国民保護措置の準備のための準備や体制整備を行う際には、これら近隣府県の方々に対する救援等を行うことがあることにも留意する。

## 【近隣府県の人口】

近畿 2 府 7 県		四国 4 県	
福井県	766,863人	徳島県	719,559人
三重県	1,770,254人	香川県	950,244人
滋賀県	1,413,610人	愛媛県	1,334,841人
京都府	2,578,087人	高知県	691,527人
大阪府	8,837,685人	合 計	3,696,171人
兵庫県	5,465,002人	令和 2 年国勢調査	
奈良県	1,324,473人		
和歌山県	922,584人		
徳島県	719,559人		
合 計	23,798,117人		

また、本県出身者については、一般的に近畿圏に200万人が在住しているといわれている。さらに、令和5年の徳島県の人口移動状況をブロック別でみると、転入、転出ともに近畿2府7県との間の移動が最も多く（転入が全体の30.7%、転出が32.4%）、ついで県内を除く四国4県（転入が全体の24.1%、転出が20.2%）となっており、近隣府県に、本県にゆかりのある方々が多数居住されている。

このような現況を踏まえると、武力攻撃事態等に至らない場合であっても、事態が切迫したような状況下において、これらの本県関係者の方々が本県に移動・避難する可能性もあり、県は、市町村と連携し、このような際の対応方法についても、検討を行う必要がある。

### ③ 交通網

近畿2府7県とは、本県は、大鳴門橋、明石海峡大橋の開通により、結びつきを強めている。例えば、大鳴門橋の交通量は年々増加を続け、令和5年の日平均交通量は26,585台を数えるようになっている。なお、古くから海上交通が発達していたが、徳島県と近畿を結ぶ定期航路は、現在では和歌山－徳島のみとなっている。

また、四国4県との結びつきについては、国道11号、32号、193号により香川県、国道192号により愛媛県、国道32号、55号、195号により高知県へと幹線道路が結ばれているほか、四国縦貫自動車道と四国横断自動車道により、四国4県の県庁所在地を結ぶ高速道路網の整備が進められている。

県は、県境を越えた避難や救援等の国民保護措置を実施する際には、これらの交通網を利用することとなることから、近隣府県の道路等の現況を把握しておく。

## 【主要道路における起点・終点間の距離】

	路線名	起点	終点	距離(km)
高 速 道 路	神戸淡路鳴門自動車道	兵庫県神戸市	徳島県鳴門市	89.0
	高松自動車道	徳島県鳴門市	愛媛県四国中央市	121.6
	徳島自動車道	徳島県鳴門市	愛媛県四国中央市	106.2
	松山自動車道	愛媛県四国中央市	愛媛県大洲市	126.9
	高知自動車道	愛媛県四国中央市	高知県須崎市	91.9
一 般 国 道	国道11号	徳島県徳島市	愛媛県松山市	263.0
	国道32号	香川県高松市	高知県高知市	136.7
	国道55号	徳島県徳島市	高知県高知市	246.2
	国道192号	愛媛県西条市	徳島県徳島市	142.3
	国道193号	香川県高松市	徳島県海陽町	159.6
	国道195号	高知県高知市	徳島県徳島市	179.2

※本州四国連絡高速道路株式会社情報開示誌2023、高速道路便覧2023、

道路統計年報2023により作成

## 2 徳島県の地理的・社会的特徴

### 1 地形

本県の総面積は4,146.99 km<sup>2</sup>、そのおよそ8割を山地が占めている。県内の最も高い山は剣山で四国第2の標高1,955mとなっている。剣山を中心とした剣山地は県を南北に分ける分水嶺である。その北方を流れる吉野川は高知県いの町を水源にし、本県に入って大歩危・小歩危の深い峡谷を作り、三好市から東に転じ、下流域にはくさび形の徳島平野を形成している。

吉野川の北、讃岐山脈は一般に低く、山麓は扇状地が発達して、吉野川下流の低地は勝浦川及び那賀川流域の低地とともに広い水田地帯となっている。四国山地の南側は森林地帯となっており広い平地はなく、阿南市以南では山地が直接海にせまつた岩石海岸で、港湾として適当な地形をもっている。

本県から讃岐山脈を隔てた北部には讃岐平野が広がる香川県が、北西部の愛媛県には瀬戸内海沿岸になだらかな平野、内陸には西日本一を誇る石鎚山や四国カルストなど四国山地が連なり、宇和海に面したリアス式海岸には多数の良港がある。また西部に位置する高知県は、太平洋に面してリアス式海岸や隆起海岸による扇状に長い海岸線を有している。

四国の地質をみると、北から沖積層と白亜紀花崗岩類、和泉層群、三波川帯、秩父帯、四万十帯、古代三紀～中新世の付加体となっている。吉野川、重信川流域を東西に走る中央構造線により、その北側は古生層、花崗岩及び中生層の和泉層群、南側は愛媛県佐多岬半島から徳島市まで東西250 kmにわたる三波川帯となっている。四国の三波川帯は中央構造線と御荷鉾構造線の影響を受けて、崩壊や地すべりの多い全国的にも有数の破碎帶地すべり地域となっている。御荷鉾構造線と仏像構造線に挟まれた四国山地南斜面（勝浦川、那賀川流域）は秩父帯であり、剣山や四

国カルストなどを通る。その南部は主に堆積岩からなる四万十帯、さらに安芸一宿毛構造線より南は時代未詳層群（宿毛層群、室戸半島層群、四万十川層群）となっている。

このような現況を踏まえ、県としては、避難の手段・ルートの確保等について、平野部・中山間部・海岸部のそれぞれの地域特性に応じた国民保護措置の実施が求められることが想定されることから、平素から市町村、県警察や運送事業者と連携協力をを行い、全住民の避難の際にも支障が生じないような体制整備に留意する必要がある。

## ② 気候

徳島県は、大きく2つの気候区に大別され、北部（特に西部）は瀬戸内気候に属し、南部は太平洋気候に属している。北部は全国的に見て少雨地域（干ばつの年の降水量は剣山系北側では、800～900mmのこともある）、南部は日本でも有数の多雨地域（年平均降水量約3,000～3,500mm、雨の多い年には剣山系南側では、4,000～5,000mmに達することもある）となっている。県の面積の約8割を山地が占めることや、県西部の山間部では沿岸部に比べ気温の変動が大きいなど、気象特性は非常に複雑になっている。これらの気象的な特性が、徳島県を自然災害が多く発生する地域にしている。

県内の年平均気温は、県東部の海岸地方では約16°Cで、県西部の山沿い地方に向かうに従い次第に低くなる傾向にある。県内で最も寒冷地にあたる剣山周辺（剣山山頂は除く）の山麓地方の年平均気温は約12°Cで、海岸地方と比べ4°Cの差がある。月平均気温の差は、夏は小さく冬は大きくなり、ときには7°Cにも達することもある。

県は、武力攻撃事態発生時において、県民への被害を最小限にするため、気象情報などを迅速に収集し、必要な対応を行うことが必要となる。

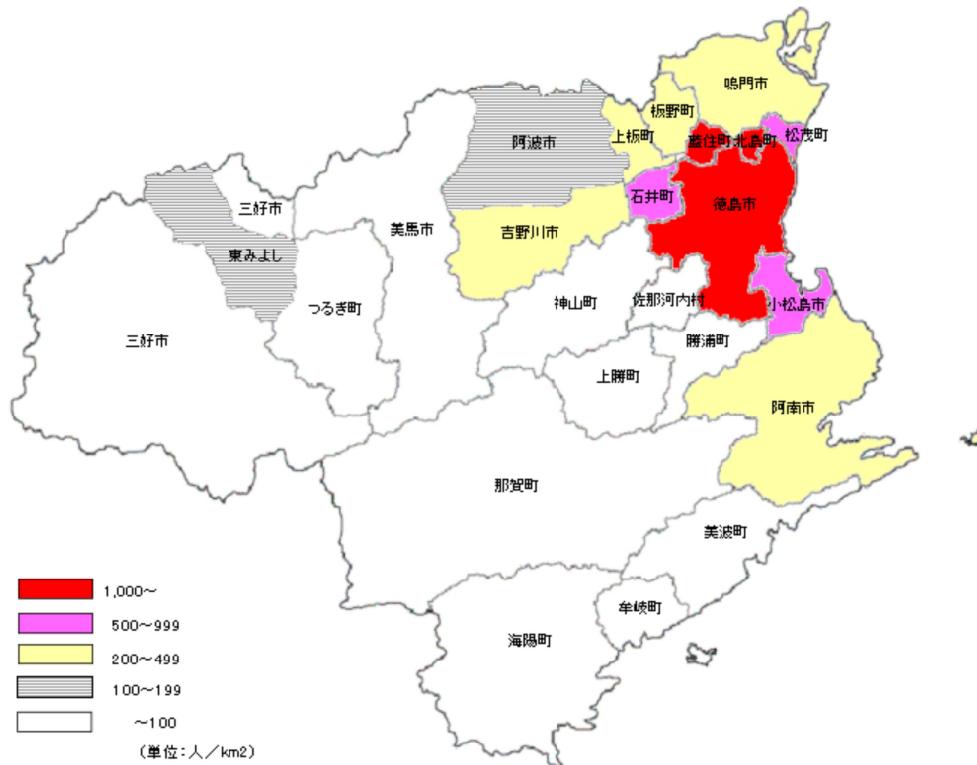
## ③ 人口分布

徳島市、松茂町、北島町、藍住町を中心にその周辺地域に人口密度が高い地域が拡がっている。海岸線あるいは吉野川に沿った地域にこうした傾向が表れているが、地理的要因もあり徳島市と隣接した地域でも内陸部の人口密度は低くなっている。

県下全域をみると、概ね県西あるいは県南に向かうほど人口密度が低下し、内陸に向かうほどよりこの傾向が強くなっている。

県は、武力攻撃事態発生時において、県民への被害を最小限にするため、人口が集中している地域と過疎化が進んでいる地域の区分を念頭にして、避難誘導や救援等のあり方の検討を行う必要がある。

## 【市町村別人口密度】



推計人口（令和6年4月1日現在）により作成

## ④ 交通網

### (1) 道路の位置等

本県の道路は、吉野川に沿って東西に延び愛媛県と繋がる国道192号、ほぼ海岸線に沿ってそれぞれ香川県、高知県へと至る国道11号、国道55号が幹線道路となっている。また、吉野川北岸には県道鳴門池田線が、それと並走して徳島自動車道が走り、県西部で香川県と高知県を結ぶ国道32号と交差する形となっている。

その他、主な道路として香川県へと至る国道193号、国道438号、高知県へと至る国道195号がある。

県は、国民保護措置を実施する場合、避難、緊急物資の輸送や救援にとって、中山間部においては、とりわけ道路が重要な役割を果たすことから、県内の道路現況等について十分に把握する必要がある。

### (2) 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、吉野川に沿って東西にJR徳島線、徳島から海岸線を南下するJR牟岐線、徳島と鳴門を結ぶJR鳴門線、さらには香川県へと至るJR高徳線及びJR土讃線がある。また、阿佐海岸鉄道阿佐東線により海陽町と高知県東洋町及び室戸市（土休日のみ）が結ばれている。

空港は松茂町に徳島阿波おどり空港があり、2,500mの滑走路を有し、東京（羽

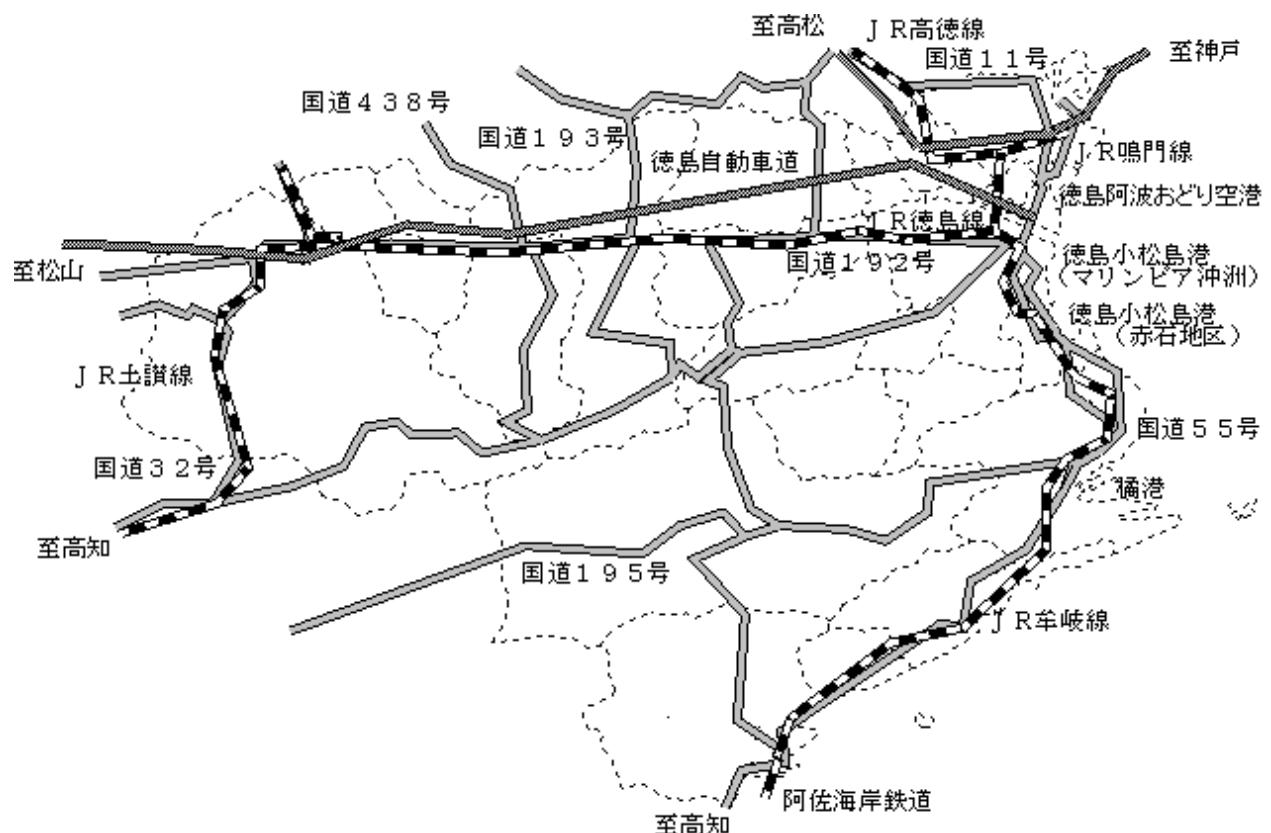
田)、福岡と定期路線を開いている。

港湾数は12(重要港湾2、地方港湾10)あり、重要港湾である徳島小松島港の赤石地区では水深13mの大型岸壁が平成23年から供用されている。

また、バスは、4事業者が乗合路線を運行しているほか、市町村がコミュニティバスなどを運行している(民間バス会社等への依頼形態を含む。)。

本県の鉄道、空港、港湾については、人口の集中している本県東部を中心に整備されている。このため、これらの地域については多様な交通網の効率的な活用を考慮した緊急物資の輸送、救援等の検討を行う必要がある。

### 【主要交通網】



### ⑤ 自衛隊施設等

自衛隊施設は、海上自衛隊第24航空隊が小松島市に、徳島教育航空群と陸上自衛隊第14飛行隊が松茂町に、陸上自衛隊第14施設隊が阿南市に所在している。

自衛隊の部隊については、武力攻撃事態発生時において、侵害排除等の自衛隊本来の重要な役割を担うことになるとともに、国民保護措置に関しても、避難住民の誘導や救援等に関して国民保護等派遣を要請することもあることから、県は、平素から自衛隊との連携体制を確保しておく必要がある。

## 第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画においては、基本指針に基づき、対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態を次のとおりとする。

### 1 武力攻撃事態

県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、次に掲げる4類型を対象として想定している。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弹道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

これらの4類型の特徴及び国民保護措置の実施にあたって留意すべき事項を整理すると、次のとおりとなる。

#### 【武力攻撃事態の類型】

	特　徴	留　意　点
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲で、比較的長期に及ぶ。</li><li>・ 武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</li><li>・ 船舶による上陸の場合は沿岸部が、航空機による場合は空港が侵攻目標となりやすい。</li><li>・ 爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事前準備が可能で、戦闘が予想される地域から先行して避難させる。</li><li>・ 広域避難が必要。</li><li>・ 武力攻撃終結後の復旧が課題。</li></ul>
ゲリラによる特殊攻撃隊	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じることも考えられる。</li><li>・ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるが、攻撃目標により二次被害の発生も想定される。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 攻撃当初は屋内に一時避難させ、安全の措置を講じつつ移動させる等、事態の状況に応じた措置が必要。</li></ul>

弾道ミサイル攻撃	特徴	留意点
航空攻撃	特徴	留意点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兆候を察知することは比較的容易であるが、攻撃目標を特定することは困難。</li> <li>・都市部、ライフラインのインフラ施設が主要な目標となり得る。</li> <li>・攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</li> <li>・通常弾頭の場合、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発射後短時間で着弾するため、迅速な情報伝達と適切な対応により被害を局限化することが重要。</li> <li>・避難措置を広範囲に指示する必要。</li> <li>・生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置が必要。</li> </ul>

## 2 緊急対処事態

県国民保護計画においては、緊急対処事態として、次に掲げる事態例を対象として想定している。

### 【緊急対処事態の分類】

攻撃対象施設等による	◆危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	
	事態例	被害の概要
他県の原子力事業所等の破壊		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。</li> <li>・汚染された飲食物の摂取により被ばくする。</li> </ul>
石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破		<ul style="list-style-type: none"> <li>・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</li> </ul>
危険物積載船への攻撃		<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等、社会経済活動に支障が生ずる。</li> </ul>
ダムの破壊		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</li> </ul>

分類	◆多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	
	事 態 例	被 害 の 概 要
	大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には被害はさらに多大なものとなる。</li> </ul>

攻 撃 手 段 よ る 分 類	◆多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	
	事 態 例	被 害 の 概 要
	ダーティーボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等。</li> <li>・ 放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。</li> <li>・ 小型核弾頭については、核兵器の特徴と同様である。</li> </ul>
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物剤については、生物兵器の特徴と同様である。</li> </ul>
	水源地に対する毒素等の混入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒素については、化学兵器の特徴と類似している。</li> </ul>
	市街地におけるサリン等化学剤の大量散布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学剤については、化学兵器の特徴と同様である。</li> </ul>
◆破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態		
	事 態 例	被 害 の 概 要
	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な被害は施設の破壊等に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</li> <li>・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</li> <li>・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。</li> </ul>

### 3 N B C攻撃の場合

武力攻撃事態及び緊急対処事態において、特殊な対応が必要となるN B C攻撃の特徴等については、次のとおりである。

#### 【N B C攻撃の場合の対応】

	特　徴	対　応
核 兵 器 等	<ul style="list-style-type: none"><li>熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらし、残留放射線により被害範囲が拡大する。</li></ul> <p>※ 残留放射線…爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性投下物）と初期核放射線を吸収した建築物や土壤から発する放射線に区分される。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>放射性投下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性投下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障がいが発生する。</li><li>ダーティーボムは核兵器に比べて小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>熱線による熱傷や放射線障がい等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>避難に当たっては風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性投下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。</li><li>汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。</li><li>安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める。</li><li>汚染地域への立入制限を確実に行う。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>核兵器と同様の対応が必要となる。</li><li>核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</li></ul>

	特　徴	対　応
生物兵器	<ul style="list-style-type: none"> <li>人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときは、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>使用される生物剤の特性等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</li> </ul>
化学兵器	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。</li> <li>特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測をして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切に行う。</li> <li>汚染者については可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行う。</li> <li>化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域から原因物質を取り除く。</li> </ul>



## **第2編 事前対策**

**～平素からの備えや予防～**



# 第1章 組織・体制の整備等

## 第1節 県における組織・体制の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり、平素の業務、職員の参集基準等について定める。

### 1 県における平素の業務

県が行う国民保護に関する業務の統括、各部局間の調整、企画立案等については、政策監のもと、危機管理部が行う。

県の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。

### 2 県職員の参集基準等

#### ① 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

#### ② 24時間即応体制の確立

県は、武力攻撃事態等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、24時間即応可能な体制を確保する。

#### ③ 県の体制及び職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、<sup>\*1</sup>その参集基準を定める。

なお、徳島県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）設置前の体制整備については、徳島県危機管理対処指針に基づき行う。

また県警察においても、同様に警察本部及び警察署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。

\*1 法第41条（国民保護措置の実施のために必要な組織、職員の服務基準等の整備義務）

### 【整備する体制と職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①危機管理会議体制	政策監のもとに各部局主管課長等が参集
②危機管理対策本部体制	原則として、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、知事、政策監又は危機管理部長が判断
③県国民保護対策本部体制	全ての県職員が本庁又は出先機関等に参集

### 【事態の状況に応じた体制の確立】

事態の状況	体制整備の判断基準	体制
事態認定前	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	県の全部局での対応が必要な場合	②
事態認定後	県国民保護対策本部設置の通知がない場合	②
	県国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③

#### 4 職員への連絡手段の確保

県・県警察の幹部職員及び国民保護担当職員への連絡は、原則として、勤務時間内外を問わず、「すだちくんメール」により各職員の携帯電話に送信する。そのため、各職員は、常時、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

#### 5 職員の参集が困難な場合の対応

県の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ定める参集予定職員の次順位の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、県対策本部の本部長（以下「県対策本部長」という。）の代替職員については、次のとおりとする。

### 【県対策本部長の代替職員】

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
県対策本部長	副知事	政策監	危機管理部長

#### 6 職員の服務基準

県は、整備する体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

#### 7 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、県対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、次の項目について定める。

- ・交代要員の確保その他職員の配置
- ・食料、燃料等の備蓄
- ・自家発電設備の確保
- ・仮眠設備等の確保 等

### **3 国民の権利利益の救済に係る手続等**

#### **① 国民の権利利益の迅速な救済**

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、次の国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。<sup>\*1</sup>

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### **【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】**

区分	対象となる国民保護措置
損失補償 (国民保護法第159条 第1項)	特定物資の収用及び保管命令(国民保護法第81条第2項及び第3項)
	土地等の使用(国民保護法第82条)
	応急公用負担等(国民保護法第113条第3項)
	車両等の破損措置(国民保護法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (国民保護法第159条 第2項)	医療の実施の要請等(国民保護法第85条)
損害補償 (国民保護法第160条)	国民への協力要請によるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民の誘導の援助(国民保護法第70条)</li> <li>・避難住民等の救援(国民保護法第80条)</li> <li>・消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の援助(国民保護法第115条)</li> <li>・住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助(国民保護法第123条)</li> </ul>
	医療の実施の要請等(国民保護法第85条)
不服申立てに係ること(国民保護法第6条、第175条)	
訴訟に係ること(国民保護法第6条、第175条)	

\*1 法第6条(国民保護措置を実施するにあたって権利救済手続等の迅速処理義務)

## ② 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）及び徳島県文書規程（平成13年徳島県訓令第13号）の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手続に関する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう、体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

## 第2節 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### ① 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### ② 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、関西広域連合、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、<sup>\*1</sup>関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### ③ 関係機関相互の意思疎通

県は、危機管理総合調整会議の開催をはじめとして、「避難」、「救援」等の個別のテーマに係る、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 国の機関との連携

#### ① 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

また、生物剤を用いた武力攻撃事態等において、厚生労働省は、感染症法・検疫法・予防接種法に規定されている感染症以外の指定等を行うことができることとされている。その際には、入院の勧告又は措置、患者の移送、建物への立ち入り禁止、交通の制限又は遮断などの措置が必要となる。このため、県は、上記の事態において円滑に処理が実施されるよう、厚生労働省との連携を図る。

また、県警察は、緊急かつ広域的な救助活動を行うための連絡調整の主たる窓口である警察庁との緊密な連絡を取る。

\*1 法第34条第3項・第8項（指定行政機関・他都道府県との計画の整合性確保努力）

## ② 防衛省・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

## ③ 指定地方行政機関との連携

県は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

# 3 他の都道府県等との連携

## ① 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

特に、四国4県、近畿2府7県及び関西広域連合、隔遠地協定を締結している鳥取県の間においては、定期的な連絡会議の開催等を通じて、広域応援体制の構築に向けて検討を進める。

## ② 相互応援協定の締結等

県は、県境を越える避難やN B C攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう締結されている次の相互応援協定等の内容に関し、必要な場合には、見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。

- ・危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定
- ・中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定
- ・近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定
- ・鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定
- ・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

この場合において、締結されている相互応援協定等の内容に関し、見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

## ③ 警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

## ④ 近接する都道府県等の間での情報共有

県は、広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、四国4県、近畿2府7県及び関西広域連合、隔遠地協定を締結している鳥取県との間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあっては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、保健製薬環境センター等の機関は、近接する府県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### ⑤ 他の都道府県に対する事務の委託

県は、他の府県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

### 4 市町村との連携

#### ① 市町村の連絡先の把握等

県及び県警察は、区域内の市町村との緊密な連携を図る。

この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県及び県警察と市町村との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

#### ② 市町村の行うべき事務の代行

県は、市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る<sup>\*1</sup>。

#### ③ 市町村国民保護計画の協議

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る<sup>\*2</sup>。

#### ④ 市町村間の連携の確保

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

#### ⑤ 消防機関の応援態勢の整備

県は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県の区域内の消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるN B C対応可能な部隊数やN B C対応資機材の所在について、把握する。

\*1 法第14条第1項（市町村長が行うべき国民保護措置の代行義務）

\*2 法第35条第5項（市町村国民保護計画に対する協議応諾義務）

## ⑥ 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

## ⑤ 指定公共機関等との連携

### ① 指定公共機関等の連絡先の把握等

県は、区域内の指定公共機関等の連絡先を把握し、緊密な連携を図る。

### ② 指定地方公共機関からの国民保護業務計画の報告

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

### ③ 関係機関との協定の締結等

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、県は、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## ⑥ ボランティア団体等に対する支援

### ① 自主防災組織に対する支援

県は、市町村と連携し、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

### ② 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

県は、市町村と連携し、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

### 第3節 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、次のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### ① 非常通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### ② 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

#### 【施設・整備面での留意点】

- ① 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（緊急情報ネットワークシステム（E m – N e t）、全国瞬時警報システム（J – A L E R T）、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- ③ 情報システムネットワークを庁内クラウドに集約し、本庁舎とデータセンターに二重化することにより、災害対策の強化を図る。
- ④ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ⑤ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
- ⑥ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

#### 【運用面での留意点】

- ① 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。

- ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ③ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- ④ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ⑤ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ⑥ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ⑦ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

### 〔3〕 県警察における通信の確保

県警察は、中国四国管区警察局等、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

### 〔4〕 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、同報系その他の防災行政無線の整備・充実に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

### 〔5〕 情報通信機器等の活用

#### ① 災害時情報共有システム

県、市町村、指定地方公共機関等との情報の共有を図るため、全国屈指のICT環境を活用し、県において開発している災害情報共有基盤「災害時情報共有システム」を活用する。

#### ② 全国瞬時警報システム (J-ALERT)

県民に対して迅速に警報を通知するため、消防庁が整備した全国瞬時警報システムを活用する。

#### ③ 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)

内閣官房が整備した緊急情報の双方向通信システムである緊急情報ネットワークシステムを活用し、国からの国民保護関連情報を収集する。

## 第4節 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### ① 情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### ② 体制の整備に当たっての留意事項

県は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、住民の安心・安全に関わる情報を迅速かつ効率的に伝達するため、公共情報コモンズの活用に努める。

#### ③ 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

#### ④ 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

### 2 警報等の通知に必要な準備

#### ① 警報等の通知先となる関係機関

県は、事態対策本部又は緊急対処事態対策本部(以下「国の対策本部」という。)の本部長(以下「国の対策本部長」という。)が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等をあらかじめ把握するとともに、定期的に最新の情報に更新する。

#### ② 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこと

となる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、市町村との役割分担も考慮して定める。

### ③ 市町村に対する支援

県は、市町村が高齢者、障がい者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

## 3 市町村における警報の伝達に必要な準備

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、警報を通知すべき機関をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

## 4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

### ① 安否情報の種類及び報告様式

県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報を下記により収集・整理する。県が消防庁に安否情報を報告する様式は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書である。

なお、安否情報の収集、整理及び提供に際し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用し、効率的かつ安定的な安否情報の収集及び提供に努めるものとする。

## 【収集・報告すべき情報】

### 1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
  - ② 出生の年月日
  - ③ 男女の別
  - ④ 住所
  - ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
  - ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
  - ⑦ 居所
  - ⑧ 負傷又は疾病の状況
  - ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- ### 2 死亡した住民
- （上記①～⑨に加えて）
- ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
  - ⑪ 死体の所在

### ② 安否情報収集のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定める<sup>\*1</sup>。

また、県は市町村の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

なお、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱について十分留意すべきであり、平素より職員に周知・徹底する。

### ③ 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第1条に定める安否情報報告様式第1号の周知徹底を図る。

\*1 法第94条第2項（安否情報の収集努力）

## **5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備**

### **[1] 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備**

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

### **[2] 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握**

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

## **6 被災情報の収集・報告に必要な準備**

### **[1] 情報収集・連絡体制の整備**

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る<sup>\*1</sup>。

### **[2] 被災情報収集のための準備**

県は、市町村に対し、被災情報の報告を次の様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

---

\*1 法第126条第1項（被災情報の収集努力）、法第127条第2項（被災情報の総務大臣への報告義務）

### 【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分  
○ ○ 市町村

#### 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 (UTM座標 )

#### 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

#### 3 人的・物的被害状況

人 的 被 害			住 家 被 害		そ の 他
死 者	行 方 不 明 者	負 傷 者	全 壊	半 壊	
		重 傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

年月日	性別	年齢	概	況

### 7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

## 第5節 災害医療体制の整備

武力攻撃災害の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、特に、N B Cによる攻撃を受けた際は、特殊な受入体制及び治療等も要求される。このため、県、医療機関、消防機関等の関係機関が密接に連携し、的確かつ迅速な医療活動が行えるよう、災害医療体制の整備に関する事項を、次のとおり定める。

### ① 初期医療体制の整備

県は、市町村との連携のもと、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等と協議して、救護所の設置及び救護班の派遣を行うための体制整備に努める。

### ② 後方医療体制の整備

県は、救護所や救護班では対応できない重傷者及び中等症者を収容・治療するため、地域防災計画に規定する災害拠点病院への重篤患者の受入など、後方医療体制を整備する。

### ③ 広域的医療体制の整備

県は、武力攻撃災害の広域性を考慮し、救護班の派遣、患者の受入、医薬品等の供給、連絡体制等、県内の医療救護体制を整備する。また、国、他の都道府県、関西広域連合等と協力のうえ、広域的な医療救護体制を整備する。

### ④ 傷病者搬送体制の整備

県は、医療機関及び消防機関と連携し、救急車、ドクターカー、ドクターへリ、消防防災ヘリ等を活用した傷病者の搬送体制を整備する。

### ⑤ N B C攻撃に備えた体制整備

N B C攻撃に際しては、汚染・被爆の程度に応じた医療の実施や、感染症指定医療機関等への移送等の留意事項が発生することから、こうした事態に備えた体制整備に努める。

### ⑥ 戦略的災害医療体制の整備・強化

上記の急性期における災害医療の取組みに加え、P T S D（心的外傷後ストレス障害）や長期避難生活などに起因する慢性期への対応も見据え、平時と災害時、災害時と平時とをシームレスに移行できる災害医療提供体制を、医療関係者や防災関係者はもとより、地域の幅広い関係者との連携により構築する。

## 第6節 研修及び訓練

県職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 研修

#### ① 国の研修機関における研修の活用

県は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### ② 県の研修機関における研修の活用

県は、徳島県防災人材育成センター等を活用して、県職員の研修機会を確保する。

また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やe－ラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。

#### ③ 外部有識者等による研修

県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### ① 県における訓練の実施

県は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等関係機関の連携による、N B C攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努め、また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。

## ② 訓練の形態及び項目

県は、訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的なものとなるよう配慮する。

その際、防災訓練における実施項目及び次に示す訓練項目を参考とする。

- ① 県対策本部を迅速に設置するための職員の収集訓練及び県対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

## ③ 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 県は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。

## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 避難に関する基本的事項

#### ① 基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

#### ② 避難実施要領のパターン作成に対する支援

市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、県は、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

### 2 救援に関する基本的事項

#### ① 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

#### ② 電気通信事業者との協議

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

#### ③ 医療の要請方法等

県は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める<sup>\*1</sup>。この場合において、医療関係団体等の協力を得て、N B C 攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握と連絡体制の確立に努める。

#### ④ 市町村との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事

\*1 法第85条第1項（医師等に対する医療の実施要請が可能）

務の一部を市町村が行うこととすることができるところから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

### 3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

#### ① 実施体制の整備

県は、国と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

#### ② 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や、運送事業者及び地方運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

#### ③ 輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、地方運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

#### ④ 運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

#### ⑤ 離島における留意事項

県は、離島の住民の避難について、国（内閣官房、国土交通省）から示される運送事業者の航空機や船舶の使用等についての考え方を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備する。この場合において、県は、次に掲げる情報を把握する。

- ・ 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
  - ・ 想定される避難先までの輸送経路
  - ・ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
  - ・ 島内にある港湾等までの輸送体制
- 等

### 4 交通の確保に関する体制等の整備

#### ① 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための、交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

## ② 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態における広域交通管理体制の整備を図る。

## ③ 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、確認制度の整備を図る。

## ④ 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようするため、道路管理者と密接に連携する。

# 5 避難施設の指定

## ① 避難施設の指定の考え方

県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う<sup>\*1</sup>。

## ② 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を指定するよう配慮する。
- ③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。
- ⑦ 飲料水、電源等被災者の安全を確保するために必要な施設、設備が整備可能である施設を指定するよう配慮する。
- ⑧ 要配慮者に配慮した施設を指定するよう努める。

---

\*1 法第148条第1項（避難施設の指定義務）

### **③ 避難施設の指定手続**

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

### **④ 避難施設の廃止、用途変更等**

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

### **⑤ 避難施設データベースの共有化**

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期に国に報告する。

### **⑥ 市町村及び住民に対する情報提供**

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等、住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

## **6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え**

### **① 避難実施要領のパターンの作成**

市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等について配慮する。

### **② 輸送体制の整備等**

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握する。

### **③ 市町村長が実施する救援**

市町村は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

## 第3章 要配慮者支援に関する平素からの備え

県は、市町村と連携し、要配慮者に対し、武力攻撃災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、要配慮者の状態に配慮した体制整備に必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 社会福祉施設等入居者の対策

#### ① 自衛防災組織等の整備

県、市町村は、社会福祉施設等の管理者に対し、武力攻撃災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ自衛防災組織等を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するよう依頼する。

#### ② 啓発・訓練の実施

県、市町村は、社会福祉施設等の管理者に対し、国民保護措置時に施設の職員等が適切な行動がとれるよう啓発活動を行い、定期的に訓練を実施するよう依頼する。

#### ③ 施設の安全確保等

県、市町村は、社会福祉施設等の管理者に対し、定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行い、施設自体の安全性を高めるよう依頼する。

また、防災資機材に準じた資材や食料、生活必需品等の備蓄に努めるよう依頼する。

### 2 在宅の要配慮者の対策

#### ① 状況把握及び連絡体制の整備

市町村は、平常時より自主防災組織や民生委員等と連携して要配慮者の状況を把握し、その名簿を整備するなど、実態把握に努めるとともに、個々の要配慮者にとって適切な伝達手段を検討し、民生・児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努めるものとする。

県は、必要な支援を行い、武力攻撃災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。

#### ② 啓発・訓練の実施

県、市町村は、要配慮者及びその関係者に対して、国民保護措置に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、訓練の実施に当たっては、要配慮者の特性に配慮し、地域において、要配慮者を支援する体制の整備に努めるものとする。

### **3 外国人対策**

#### **① 案内板のシンボル化等**

市町村は、外国人に対して武力攻撃災害時に円滑な支援ができるよう、避難所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努めるものとする。

県は、これらの整備にあたり必要な支援を行うよう努める。

#### **② 外国人への国民保護に関する啓発**

県は、市町村と連携して、外国人に対する国民保護措置の知識の普及、啓発に努める。

#### **③ ボランティアの確保**

県は、武力攻撃災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に努める。

## 第4章 生活関連等施設の把握等

### 第1節 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、次のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の把握

##### ① 生活関連等施設の把握

県は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、次に掲げる項目について整理する。

- ・ 施設の種類
- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 管理者名
- ・ 連絡先
- ・ 危険物質等の内容物
- ・ 施設の規模

##### 【生活関連等施設の種類】

国民保護法施行令	施 設 の 種 類		所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省

4号	高圧ガス	経済産業省
5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、 経済産業省
6号	核原料物質	文部科学省、 経済産業省
7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
8号	毒劇物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。））	厚生労働省、 農林水産省
9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
11号	毒性物質	経済産業省

② 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

知事は、県警察及び海上保安部長等に対し、生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

## 2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

① 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

② 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

③ 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

④ 管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等

施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

### **3 市町村における平素からの備え**

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

## 第2節 県が管理する公共施設等における警戒

県が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である県として、次のとおり、予防対策について定める。

県は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。

市町村が管理する公共施設等における警戒についても、県の措置に準じて実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

また、テロ等の発生に備えた警戒等の予防対策として、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発などのほか、防犯カメラの設置等、機械警備の効果的活用についても検討を行う。

なお、国際航海船舶と国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）の施行により、港湾管理者である県は国際港湾施設の保安対策のため、監視カメラ（コンテナターミナルのみ）、フェンス、ゲート等の設置、埠頭施設への人や車両の出入管理や施設内外の警備・監視等の自主警備を実施している。

## 第5章 物資及び資材の備蓄、整備

県が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次とおり定める。

### 1 基本的考え方

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。

### 2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

#### ① 防災のための備蓄との関係

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについて、防災のための備蓄品目を踏まえ、防災センター等に備蓄、整備する<sup>\*1</sup>。

#### ② 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する<sup>\*2</sup>。

#### ③ 国、市町村その他関係機関との連携

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、市町村その他関係機関と連携する。

### 3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### ① 施設及び設備の整備及び点検

県は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

\*1 法第142条（物資・施設等について備蓄、確保、点検等を実施する義務）

\*2 法第145条（国民保護措置に必要な物資・施設等についての備蓄・点検等の義務）

② ライフライン施設の代替性の確保

県は、その管理するライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

③ 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

**4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備**

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

## 第6章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### ① 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、実態に応じた方法により啓発を行う。

#### ② 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

#### ③ 学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等の教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

#### ① 住民が取るべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民が適切な行動をとることができるように、市町村の協力を得つつ、全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。

## **② 運転者のとるべき措置の周知徹底**

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

## **3 市町村における国民保護に関する啓発**

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うものとし、県国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。





## **第3編**

### **応急対策**

**～武力攻撃事態等への対処～**

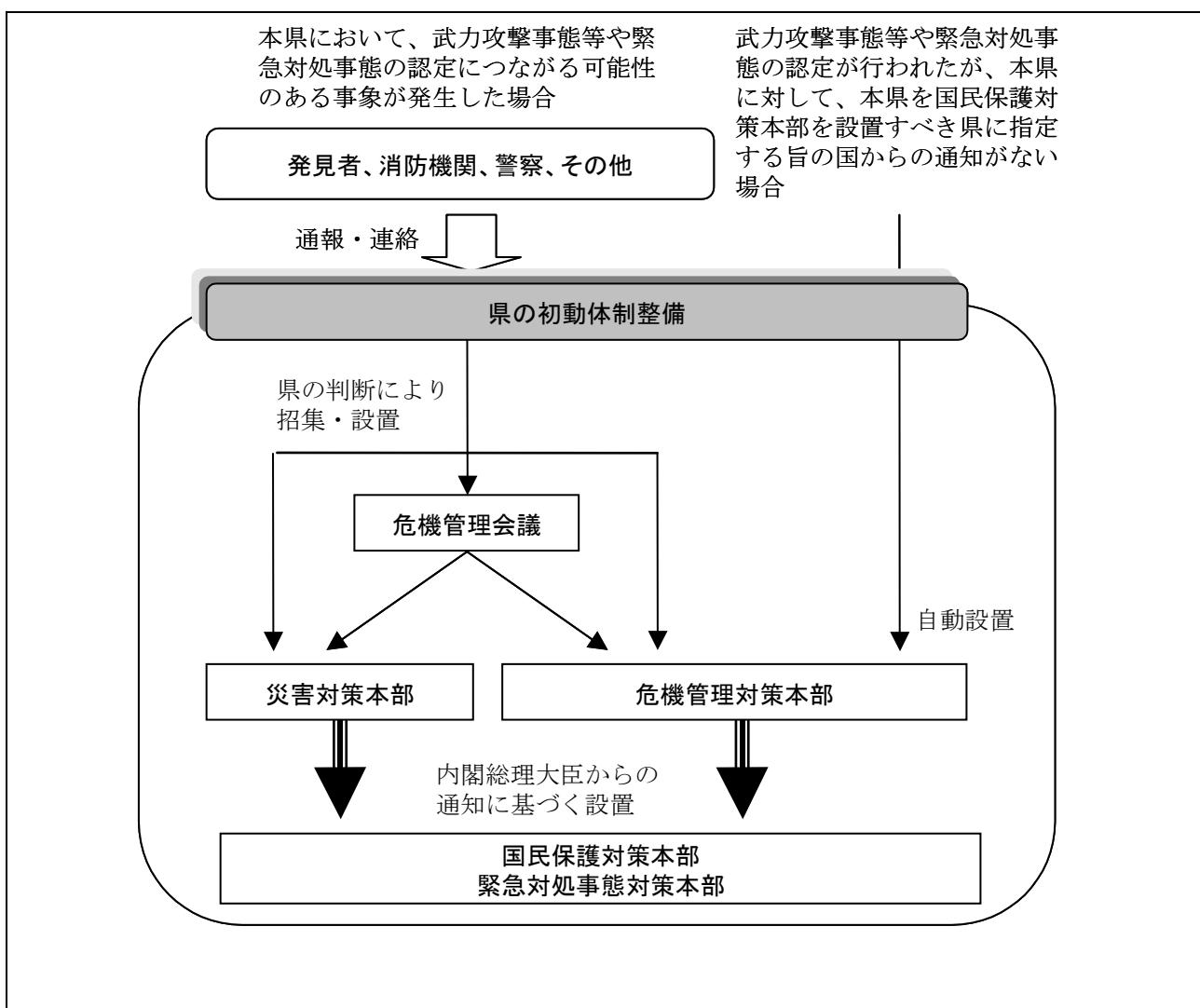


# 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことが多いと考えられ、県は、武力攻撃事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の様相に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階等における県の初動体制について、次のとおり定める。

## 【危機事象発生時のフローチャート】



## 1 初動体制の迅速な確立

### ① 危機管理会議の招集及び危機管理対策本部等の設置

#### (1) 危機管理会議の招集

県は、現場からの情報により、武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事象の発生を把握した場合においては、徳島県危機管理対処指針に基づき、政策監のもと各部局の主管課長等で構成される徳島県危機管理会議を招集するとともに、当該事案に係る正確な情報収集や、関係機関に対する迅速な情報提供を行う。

#### (2) 危機管理対策本部等の設置

県は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合など、県民の生命・身体・財産に深刻な影響が生じており、県として総合的・全局的に対処する必要があると認められる場合には、危機管理会議の招集の有無に関わらず、知事を本部長とする危機管理対策本部等を直ちに設置し、必要な初動・応急措置を実施する。

また、武力攻撃事態等の認定が行われたが、本県に対して、本県を県対策本部を設置すべき県に指定する旨の国からの通知がない場合には、本県への影響の有無に関わらず、危機管理対策本部を自動的に設置する。

なお、県警察においても、所要の体制を確立するものとする。

### ② 危機管理対策本部等における連絡体制

- ① 県は、危機管理対策本部等を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を経由（県警察本部長においては、警察庁を経由）して国（内閣官房）に連絡する。
- ② 危機管理対策本部等は、県警察、消防、管区海上保安本部等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

## 2 危機管理対策本部等における初動措置

### ① 被害の最小化

県は、危機管理対策本部等において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

事態認定後においては、退避の指示等の所要の国民保護措置を実施するほか、必要に応じ、本県を都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県に指定するよう国に要請する。

## ② 支援要請

知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

## ③ 県対策本部に移行する場合の調整

危機管理対策本部等を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県対策本部を設置して新たな態勢に移行するとともに、危機管理対策本部等は廃止する。

なお、県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

## ④ 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

- ① 市町村長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、市町村は、県に準じた対応をとるものとする。
- ② 政府において事態認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置する。
- ③ 市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

## 第2章 県対策本部の設置等

県対策本部を迅速に設置するため、県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

### 1 県対策本部の設置 \*1

#### 1 県対策本部の設置手順

##### (1) 県対策本部を設置すべき県の指定の通知

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

##### (2) 知事による県対策本部の設置

指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置する。

なお、事前に危機管理対策本部等を設置していた場合は、県対策本部に切り替える。

##### (3) 県対策本部員及び県対策本部職員の参集

県危機管理部は、県対策本部の本部員（以下「本部員」という。）、県対策本部職員等に対し、「すだちくんメール」等の連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。

##### (4) 県対策本部の開設

県危機管理部は、県庁3階・4階の「防災・危機管理センター」に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール、災害時情報共有システム等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。

知事は、県対策本部を設置したときは、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。

また、県危機管理部は、直ちに指定地方公共機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。

##### (5) 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

\*1 法第27条第1項、第28条第1項・第6項（都道府県対策本部の設置・運営業務）

#### (6) 本部の代替機能の確保

県は、県対策本部が被災した場合等、県対策本部を県庁内に設置できない場合には、「徳島県業務継続計画(県庁B C P)」に準じ、次に掲げる順位で県庁舎の代替施設に対策本部を設置する。

〔第1位〕徳島中央警察署

〔第2位〕西部総合県民局美馬庁舎

〔第3位〕県立防災センター・消防学校

また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

#### ② 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等

知事は、徳島県が県対策本部を設置すべき県に指定されていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して徳島県に県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する<sup>\*1</sup>。

県の区域内の市町村の長から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

#### ③ 県対策本部の組織構成及び機能

県対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

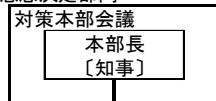
- ① 県対策本部は、知事を本部長とし、副本部長及び本部員を置く。
- ② 県対策本部における班編制については、徳島県災害対策本部の例に従って行うことを原則とするが、具体的な危機事象の状況に応じて、柔軟な組織編成を行うものとする。
- ③ 県対策本部には、対策本部長の意思決定を補佐するため、情報の収集・整理・集約、市町村や各関係機関との連絡調整等を行うため、政策監を統括司令とする統括司令室を設置する。

---

\*1 第26条第1項（首相に対する都道府県対策本部設置要求が可能）

## ●県対策本部の編成

### ◆意思決定部門



### ◆本部長のスタッフ



### 4 県対策本部における広報等

県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぎ、県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、県対策本部における広報広聴体制を整備する。

#### (1) 広報責任者

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、県政広報幹が広報を一元的に行うこととする。

#### (2) 広報手段

テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、すだちくんメール、

県庁ホームページ、SNS、広報紙等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

### (3) 留意事項

- ① 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。
- ② 県対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて記者会見を行う。

## 5 県現地対策本部の設置

知事は、避難住民の数が多い地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する<sup>\*1</sup>。

県現地対策本部長や県現地対策本部員は、県対策副本部長、本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

## 6 現地調整所の設置

知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

## 7 県対策本部長の権限

県対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

### (1) 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる<sup>\*2</sup>。

また、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができる<sup>\*3</sup>。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

---

\*1 法第28条第8項（都道府県現地対策本部が設置可能）

\*2 法第29条第1項（都道府県対策本部長による総合調整が可能）

\*3 法第29条第6項（市町村災害対策本部長からの総合調整に関する要請の応諾義務）

## (2) 国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して、所要の総合調整を行うよう要請することができる。<sup>\*1</sup>

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に関する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

## (3) 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に對し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる<sup>\*2</sup>。また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求める能够（自衛隊の連絡員の派遣）。

## (4) 情報の提供の求め

県対策本部長は、国の対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める能够<sup>\*3</sup>。

この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

## (5) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に對し、県の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める能够。

## (6) 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に對し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる<sup>\*4</sup>。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

## 8 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する<sup>\*5</sup>。

\*1 法第29条第4項（対策本部長による総合調整を要請が可能）

\*2 法第29条第3項（指定行政機関への職員派遣要請が可能）

\*3 法第29条第8項・第9項（対策本部長に對して総合調整に必要な情報提供要請が可能）

\*4 法第29条第10項（都道府県警察・教育委員会への措置要求が可能）

\*5 法第30条（都道府県対策本部の廃止義務）

## **2 通信の確保**

### **[1] 情報通信手段の確保**

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### **[2] 情報通信手段の機能確認**

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

### **[3] 通信輻輳により生じる混信等の対策**

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

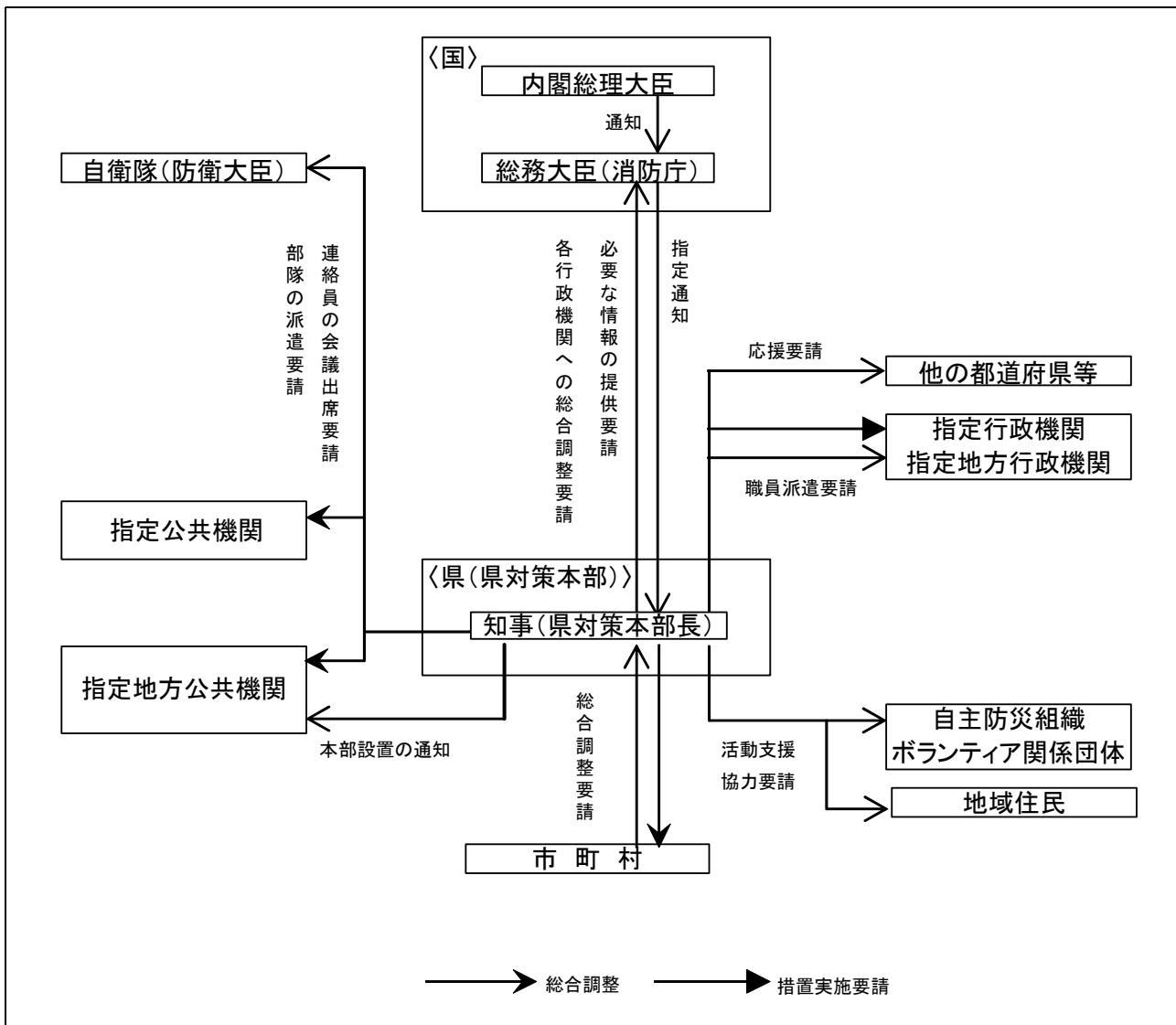
### **[4] 市町村における通信の確保**

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

### 第3章 関係機関との連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、関西広域連合、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

#### 【関係機関との連携】



## 1 国の対策本部との連携

### ① 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

### ② 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

### ③ 武力攻撃事態等合同対策協議会等への参加

県は、国現地対策本部と県現地対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会や緊急対処事態合同対策協議会が開催される場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

## 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

### ① 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に關し必要な要請を行う<sup>\*1</sup>。この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

### ② 市町村からの措置要請

県は、市町村から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

## 3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

① 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）<sup>\*2</sup>。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ・ 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

\*1 法第11条第4項（指定行政機関等への包括的な国民保護措置要請が可能）

\*2 法第15条第1項（防衛大臣に対する自衛隊の派遣要請が可能）

### 【想定される自衛隊の国民保護措置の内容】

- ・ 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ・ 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の搜索及び救出等）
- ・ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、N B C攻撃による汚染への対処等）
- ・ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

※ 武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する必要がある。

- ② 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。
- ③ 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

## 4 他の都道府県等に対する応援の要求、事務の委託

### 1 都道府県等間の応援

- ① 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県等に対して応援を求める<sup>\*1</sup>。
- ② 県が他の都道府県等に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。
- ただし、県公安委員会が、警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。
- ③ 応援を求める都道府県等との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

\*1 法第12条第1項（他の都道府県知事等に対する応援要請が可能）

## ② 事務の委託

- ① 県が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- ② 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。  
また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う<sup>\*1</sup>。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

## 6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- ① 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- ② 県は、①の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合等において、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、①の職員の派遣について、あっせんを求める。
- ③ 県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。
- ④ 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。
- ⑤ 知事は、市町村から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

\*1 法第21条第3項（指定公共機関等に対して国民保護措置の実施要請が可能）

## 7 県の行う応援等

### ① 他の都道府県に対して行う応援等

- ① 県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う<sup>\*1</sup>。
- ② 他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

### ② 市町村に対して行う応援等

- ① 県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 県は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する<sup>\*2</sup>。
- ③ 県は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する<sup>\*3</sup>。

### ③ 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う<sup>\*4</sup>。

## 8 ボランティア団体等に対する支援等

### ① 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

### ② ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に

\*1 法第12条第1項（他の都道府県知事からの応援要請の応諾義務）

\*2 法第14条第1項（市町村長が行うべき国民保護措置の代行義務）

\*3 法第14条第2項（市町村長が行うべき国民保護措置代行の開始・終了の際の公示義務）

\*4 法第21条第2項（指定公共機関等から労務・物資等の確保のために応援を求められた場合の応諾義務）

確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### ③ 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

## 9 住民への協力要請

県は、国民保護法の規定により必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合において、当該協力が住民の自発的な意志により行われるものであることに留意するとともに、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

### 【協力要請の項目】

区分	国民保護法において住民に協力を要請できる場合として規定されている項目
避 難	避難住民の誘導の援助（国民保護法第70条）
救 援	避難住民等の救援の援助（国民保護法第80条）
武力攻撃 災害への 対処	消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の援助（国民保護法第115条）
	住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助（国民保護法第123条）

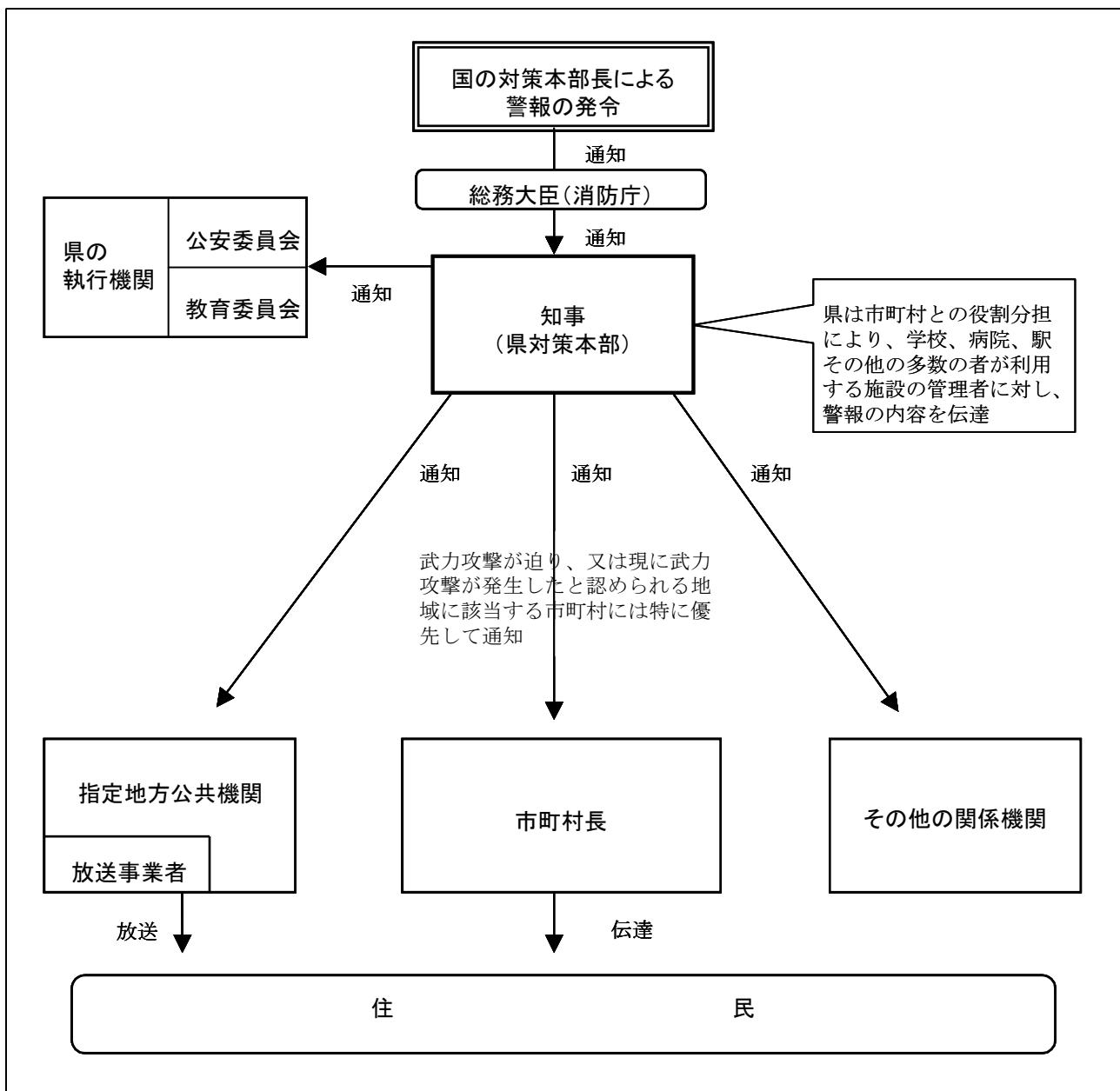
なお、県は、これらの要請を受けて協力を行った者が、死亡したり、負傷、疾病、障がいの状態となった場合には、基本的人権の尊重及び国民保護法上その損害を補償しなければならない（国民保護法第160条）こととされていることを踏まえ、問い合わせの対応等、権利利益の救済のため迅速な対応を行うこととする。

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1節 警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等の発生時において、住民の生命、身体及び財産を保護するためには警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、次のとおり定める。

#### 【関係機関への警報の通知・伝達】



## 1 警報の通知等

### 1 警報の通知

- ① 知事は、国の対策本部長が全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）及び従来の防災無線等により発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。<sup>\*1</sup>
- ② 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。
- ③ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

### 2 警報の伝達等

- ① 県は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、あらかじめ定めた市町村との役割分担に従って警報の内容を伝達する。<sup>\*2</sup>
- ② 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>）に警報の内容を掲載する。
- ③ 県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。<sup>\*3</sup>

## 2 市町村長の警報伝達の基準

- ① 市町村長は、知事から警報の通知を、国より全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等により緊急情報を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も、検討するものとする。

\*1 法第46条、第51条第2項（市町村等に対する警報発令・解除の通知義務）

\*2 法第48条、第51条第2項（施設管理者への警報発令・解除の伝達努力）

\*3 法第47条第3項、第51条第2項（都道府県警察による警報発令・解除の伝達努力）

### 【警報伝達方法の原則】

区分	伝達方法
◇ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合	同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。
◇ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合	サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。 市町村長が特に必要と認める場合には、サイレンの使用を妨げない。

- ② 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。
- ③ 警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

## 3 緊急通報の発令

### 1 緊急通報の発令

- ① 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する<sup>\*1</sup>。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

- ② この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令とともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

### 2 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔な表現とする。

\*1 法第99条第1項（緊急通報の発令義務）

### 緊急通報の内容（例）

【徳島県〇〇郡〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様】

- ・ 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ 〇〇海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、××01-〇〇02まで電話すること。

#### ③ 緊急通報の通知方法

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

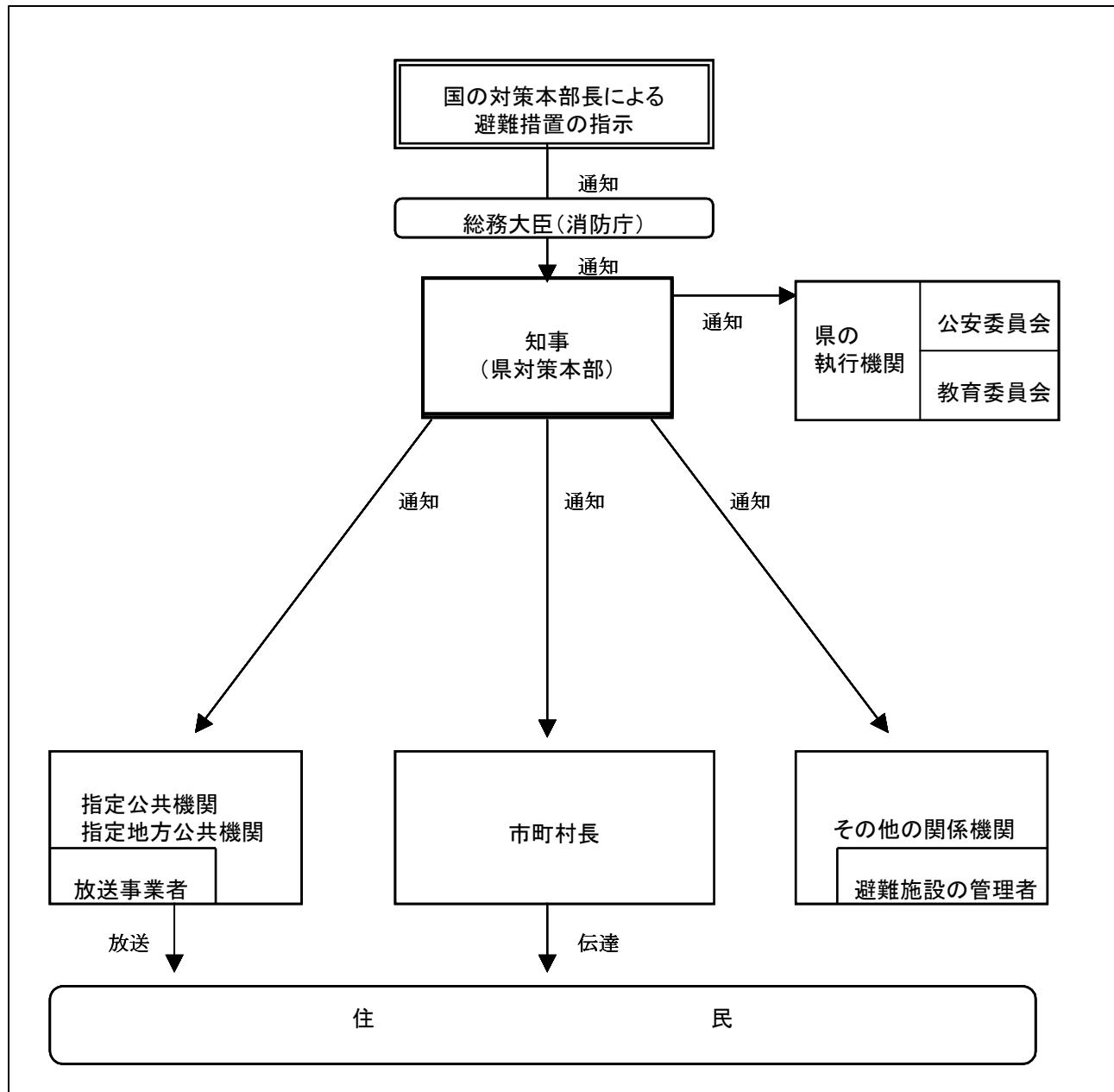
#### ④ 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

## 第2節 避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、次のとおり定める。

### 【関係機関への避難措置の指示の通知】



## 1 避難措置の指示

### ① 避難措置の指示を受けた場合等の連絡

- ① 知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。
- ② 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

#### 【避難措置の指示の内容（法第52条第2項）】

- ・ 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ・ 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
- ・ 関係機関が講すべき措置の概要

### ② 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ次の措置を実施する。

#### 【避難措置の指示に伴う知事の措置】

区 分	実 施 す る 措 置
指 示 を 受 け た 場 合	① 要避難地域を管轄する場合 避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示
	② 避難先地域を管轄する場合 避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置
通 知 を 受 け た 場 合	③ 通知を受けた場合（①又は②以外の場合） 警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

## 2 避難の指示

### ① 住民に対する避難の指示

- ① 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

- ② 知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示する。
- ③ 知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。
- ④ 知事は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

**【避難の指示に際して調整を要する課題】**

- 要避難地域に該当する市町村毎の避難住民数の把握
  - ・ 関係市町村からの最新の情報の入手
- 避難のための運送手段の調整
  - ・ 運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整
  - ・ 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
  - ・ 積雪時において避難経路や交通手段が限定されること等への留意
- 主要な避難経路や交通規制の調整
  - ・ 県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用等に係る調整
  - ・ 道路の状況に係る道路管理者との調整
- 区域内外の避難施設の状況の確認
  - ・ 避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択  
(避難施設データベース策定後においては、当該データベースにより条件を検索し、避難施設の候補施設の選定)
- 国による支援の確認
  - ・ 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
  - ・ 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
  - ・ 防衛省への支援要請
- 市町村との役割分担の確認
  - ・ 市町村の誘導能力の把握、市町村の支援要望の聴取、広域的な調整
- 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
  - ・ 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
  - ・ 国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応  
(必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整)
- 動物の保護等に関する配慮
  - ・ 危険動物等の逸走対策
  - ・ 飼育等されていた家庭動物等の保護収容等  
(国が示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえた所要の措置)

## 避難の指示（例）

徳島県知事

○月○日○時現在

- 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。  
要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。
- 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。  
(1) △市△△地区の住民は、□市□□地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。  
・輸送手段及び避難経路  
　国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）  
　○○駅より○○鉄道（○○行　○○両編成、○便予定）  
　# ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）  
　# 細部については、△市の避難実施要領による。  
　# △市職員の誘導に従って避難する。
- (2) △市▲▲地区の住民は、□市■■地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。  
・輸送手段及び避難経路  
　徒歩により、緊急に◆◆地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

- ※ 関係機関が構すべき措置の概要是、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。
- ※ 避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。
- ・ 武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
  - ・ 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

## ② 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

なお、放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

## ③ 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

① 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域<sup>\*1</sup>を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。

- ・ 避難住民数、避難住民の受入予定地域
- ・ 避難の方法（輸送手段、避難経路） 等

なお、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。

また、「避難先地域」を管轄する都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全の確保の責務の明確化等の観点から、原則として、知事は、「避難先地域」を管轄する都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うこととする。

② 知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する<sup>\*2</sup>。

この場合において、受入地域<sup>\*3\*4</sup>を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

③ 知事は、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずる。

④ 知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずる。

\*1 法第58条第1項（区域を越えた避難の際の関係都道府県の協議義務）

\*2 法第58条第5項（区域を越えた要避難先都道府県への受入決定通知）

\*3 法第58条第3項（区域を越えた避難住民の受入場所の決定及び関係市町村長への通知）

\*4 法第58条第7項（区域を越えた避難住民受入施設管理者等への受入決定通知義務）

#### ④ 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめることとする。

#### ⑤ 避難の指示の国対策本部長への報告

知事は、<sup>\*1</sup>避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国対策本部長にその内容を報告する。

#### ⑥ 避難の指示の通知及び伝達

避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）<sup>\*2</sup>。

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

#### ⑦ 避難施設の管理者への通知

知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の<sup>\*3</sup>避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

#### ⑧ 畦島における住民の避難

① 畦島の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから、知事は、以下の情報について、消防庁又は国土交通省を通じて、国対策本部に早急に連絡する。

- ・ 避難すべき住民の数、想定される避難方法
- ・ 現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

② 運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て、知事は関係する運送事業者と連絡をとり、運送に関する個別の調整を行う。

③ 県は、市町と連携しながら、避難の時期、避難の方法（一時避難場所や港湾等までの移動手段、移動経路等）を定める。

\*1 法第54条第8項（避難指示に関する対策本部長への報告義務）

\*2 法第54条第7項（市町村・避難先施設管理者等に対する避難指示通知義務）

\*3 法第54条第7項（市町村・避難先施設管理者等に対する避難指示通知義務）

## ⑨ NBC攻撃の場合

知事は、NBC攻撃の場合の避難においては、国の対策本部長が攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

## 3 避難の指示の想定事態別留意事項

### ① 弹道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弹道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。  
このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。
- ② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。
- ③ 国（内閣官房、消防庁）が作成する予定の緊急時に住民が取るべき行動を記載した各種資料について、住民に事前に配布しておくことも検討する。

### 避難の指示の内容（例）

- ・ 弹道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。  
その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難すること。
  - ・ 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まとるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。
- （特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）
- ・ 要避難地域に該当する△市△△地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。  
弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、・・・・

### ② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① 知事は、国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。）。

- ② 知事は、ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らし、県警察、自衛隊等関係機関の助言を得て、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
- ③ 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と警察、管区海上保安本部等、自衛隊の連携が図られるように広域的見地から市町村長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

#### 避難の指示の内容（例）

- ・ 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
- ・ △△地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- ・ □□地区の住民については、市町村長による誘導に従い、◆◆地区へ避難すること。  
健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

### ③ 着上陸侵攻の場合

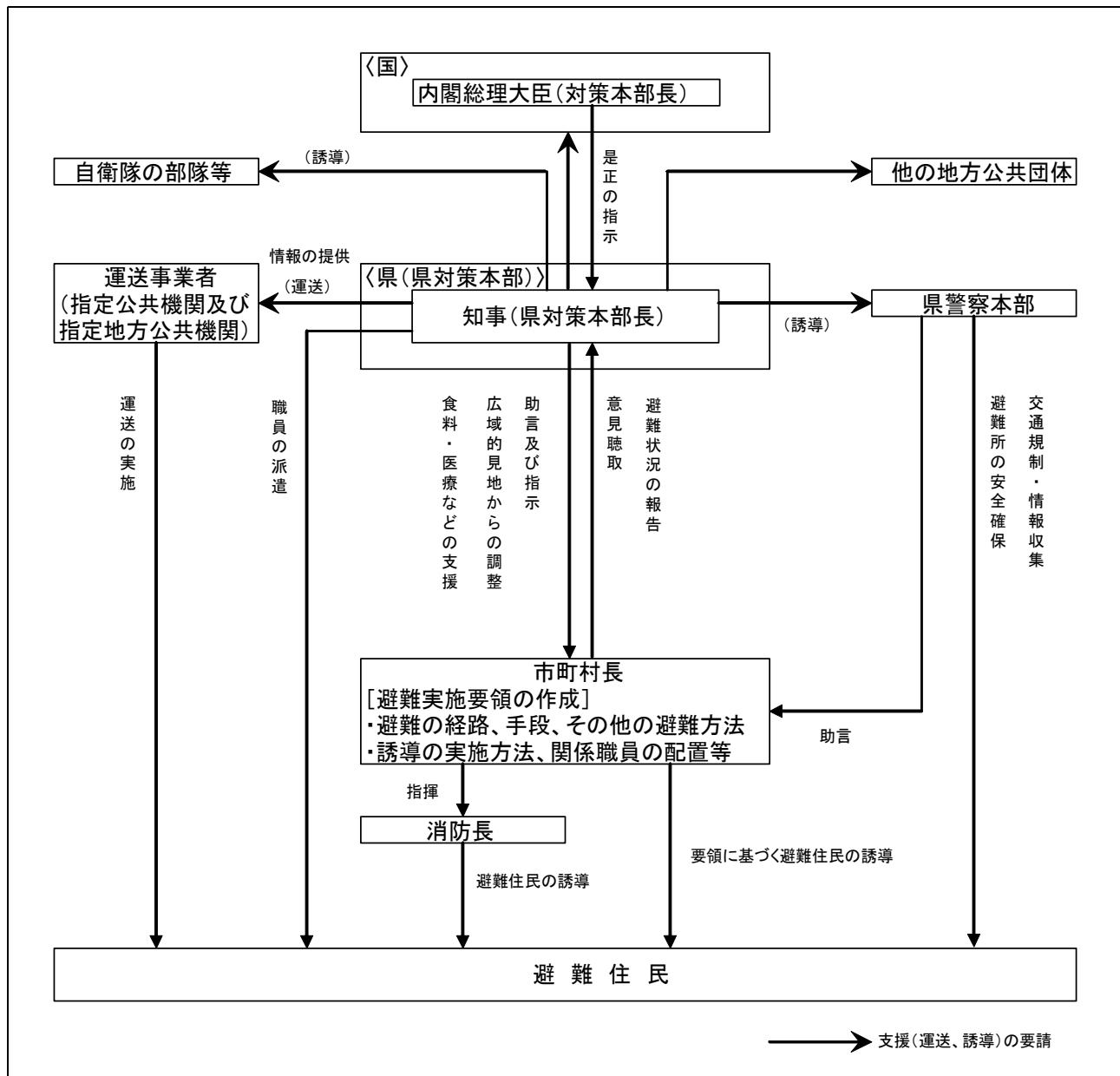
- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待つて行うこととすることが適当である。
- このため、この場合には、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。
- なお、当該避難措置の指示に際して、国の対策本部長は、指示に先だって、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うこととされており、知事は、国の対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国の対策本部長に早急に連絡する。
- ② 平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていく。

#### 4 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

#### 4 県による避難住民の誘導の支援等

##### 【避難住民の誘導】



## ① 市町村長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。

この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

## ② 市町村長による避難誘導の状況の把握

知事は、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

## ③ 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う<sup>\*1</sup>。市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う<sup>\*2</sup>。

## ④ 広域的見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、知事は、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して要請を行う。

## ⑤ 市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する<sup>\*3</sup>。

\*1 法第67条第1項（避難住民に対する市町村長への支援努力）

\*2 法第67条第4項（都道府県域を超える避難を実施する場合や市町村長からの要請を受けた場合の避難誘導の補助が可能）

\*3 第67条第2項（市町村長が避難誘導しない場合の市町村長に対する避難誘導実施指示が可能）

この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われないときは、知事は、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる<sup>\*1</sup>。

#### 〔6〕 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

#### 〔7〕 内閣総理大臣のは是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣のは是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

#### 〔8〕 避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送の求めを行う<sup>\*2</sup>。

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

#### 〔9〕 指定公共機関及び指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。

\*1 法第67条第3項（市町村長が避難誘導しない場合の避難誘導の実施が可能）

\*2 法第71条第1項（指定公共機関等に対する避難住民の運送を求めることが可能）

## 5 市町村における避難実施要領の策定

市町村国民保護計画の基準として、避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項について、次のとおり定める。

### ① 避難実施要領の策定

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

#### 【避難の実施要領に定める事項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

### ② 避難実施要領作成の際の主な留意事項

#### (1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

例) △市△地区1-1、1-3の住民は「△1町内会」、△市△地区1-2の住民は各ビル事業所及び「△2町内会」を避難の単位とする。

#### (2) 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

例) 避難先：□市□地区2-3にある□市立□□高校体育馆

#### (3) 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

例) 集合場所：△市△地区2-1の△市立△△小学校グラウンドに集合する。  
集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者については自動車等の使用を可とする。

#### (4) 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や誘導避難を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

例) バスの発車時刻：○月○日 15：20、15：40、16：00

#### (5) 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

例) 集合に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。

#### (6) 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

例) 集合後は、○○線○○駅より、○月○日の15：30より30分間隔で運行する□市□□駅行きの列車で避難を行う。□市□□駅に到着後は、□市及び△市職員の誘導に従って、徒歩で□市立□□高校体育館に避難する。

#### (7) 市町村職員、消防職員・団員の配置等

避難住民の避難誘導が、迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員・団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

#### (8) 要配慮者への対応

要配慮者のうち、災害発生時などに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

例) 誘導に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な避難行動要支援者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。

(9) 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者ができないよう、残留者の確認方法を記載する。

例) 避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。

(10) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

例) 避難誘導要員は、○月○日 18：00 に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

(11) 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

例) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、N B C 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

(12) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

例) 緊急連絡先：△市対策本部 TEL 0×-××52-××53 担当○田×夫

### ③ 避難実施要領のイメージ

避難実施要領については、市町村において定められるものであり、本来は市町村国民保護計画に記載されるべき内容であるが、参考までに、そのイメージ例を次とおり掲げる。

#### 避難実施要領のイメージ（例）

徳島県△市長  
○月○日○時現在

##### 1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

(1) △市の△△地区の住民は、□市の□1地区にある□市立□□高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

###### 【避難経路及び避難手段】

###### ・避難の手段

バスの場合：△市△1地区の住民は、△市立△△小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号を利用して、□市立□□高校体育館に避難する。

鉄道の場合：△市△2地区の住民は、○○線○○駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、○○駅までの経路としては、できるだけ国道○○号又はAA通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発□市□□駅行きの列車で避難する。□市□□駅到着後は、□市職員及び△市職員の誘導に従って、主に徒歩で□市立□□高校体育館に避難する。

船舶の場合：△市△3地区の住民は、△市△港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○日○時○分発□市□港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

・・・・以下略・・・

(2) △市▲▲地区の住民は、□市■■地区にある□市立■■中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・

## 2 避難住民の誘導の実施方法

### (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

### (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかけていく。）。

### (3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施に協力してもらえるよう呼びかける。

## 3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

△市対策本部 担当 ○○○○

TEL 0××-×××-×××

FAX 0××-×××-×××

・ ・ ・ 以下略 ・ ・ ・

## **6 避難所等における安全確保等**

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

## **7 避難住民復帰のための措置**

### **① 避難の指示の解除**

知事は、避難の指示の解除を受けた場合に、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、避難住民に対し、避難の指示の解除を伝える。

避難の指示の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、避難の指示の発令の場合と同様とする。

### **② 避難住民の復帰のための措置**

市町村は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

### **③ 市町村の避難住民の復帰に関する要領策定の支援**

知事は、市町村長から避難住民の復帰に関する要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の解除の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。

この場合において、県警察は、交通規制、避難経路、復帰先の治安状況等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

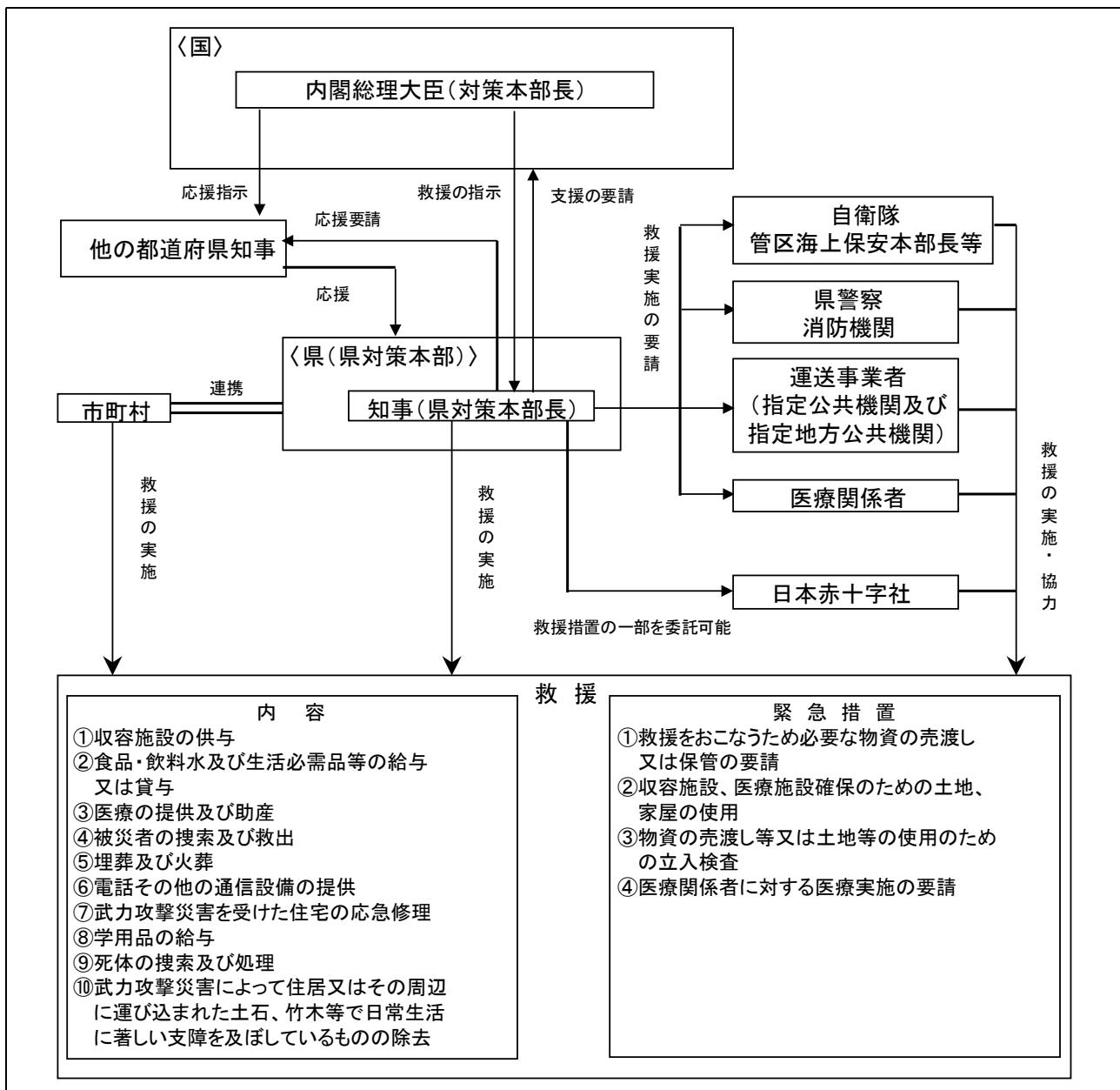
### **④ 指定地方公共機関による運送の実施**

県は、運送事業者である指定地方公共機関に対して、避難住民の復帰のための運送の要請を行い、旅客の運送を確保するために必要な措置を講じる。

## 第5章 救援

県は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、次のとおり定める。

### 【救援の実施】



## 1 救援の実施

### ① 救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- ・ 収容施設の供与
- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ・ 医療の提供
- ・ 助産（分娩の介助及び分娩前後の処置）
- ・ 被災者の捜索及び救出
- ・ 埋葬及び火葬
- ・ 電話その他の通信設備の提供
- ・ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 死体の捜索及び処理
- ・ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

### ② 市町村による救援の実施に係る調整

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。

## 2 関係機関との連携

### ① 国への要請等

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

### ② 他の都道府県等に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県や関西広

域連合に応援を求める<sup>\*1</sup>。この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

### ③ 市町村との連携

市町村が行うこととされている救援の実施に関する事務について、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。

### ④ 日本赤十字社との連携

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

### ⑤ 緊急物資の運送の求め等

知事は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、県による避難住民の運送の求めに係る調整に準じて行う。

### ⑥ 指定公共機関及び指定地方公共機関による緊急物資の運送

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急物資の運送については、避難住民の運送の実施に準じて行う。

## 3 救援の内容

### ① 救援の基準

知事は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

知事は、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

### ② 救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

### ③ 救援の内容

知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

---

\*1 法第12条第1項（他の都道府県知事に対する応援要請が可能）

(1) 収容施設の供与

- ・ 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ・ 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

(3) 医療の提供及び助産

- ・ 医薬品、医療資機材、N B C 対応資機材等の所在の確認
- ・ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ・ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ・ 避難住民等の健康状態の把握
- ・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

(4) 被災者の搜索及び救出

- ・ 被災者の搜索及び救出の実施についての県警察、消防機関、自衛隊及び管区海上保安本部等の関係機関との連携
- ・ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

(5) 埋葬及び火葬

- ・ 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- ・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ・ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（広域火葬計画の策定について（平成9年衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）参考）

- ・ 県警察及び管区海上保安本部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ・ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条における埋葬及び火葬の手続に係る特例が定められた場合の対応

(6) 電話その他の通信設備の提供

- ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ・ 聴覚障がい者等への対応

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- ・ 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ・ 応急修理の相談窓口の設置

(8) 学用品の給与

- ・ 児童生徒の被災状況の収集
- ・ 不足する学用品の把握
- ・ 学用品の給与体制の確保

(9) 死体の搜索及び処理

- ・ 死体の搜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、管区海上保安本部等の関係機関との連携
- ・ 被災情報、安否情報の確認
- ・ 死体の搜索及び処理の時期や場所の決定
- ・ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- ・ 死体の一時保管場所の確保

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- ・ 障害物の除去の施工者との調整
- ・ 障害物の除去の実施時期
- ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

## 4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

知事は、核攻撃等、生物剤による攻撃及び化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

### (1) 核攻撃等の場合の医療活動

- ・ 内閣総理大臣から要請があった場合は、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、被ばく医療活動を実施
- ・ 内閣総理大臣により、被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者(汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。)に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、連携した医療活動を実施
- ・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施
- ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

### (2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
- ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

### (3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

## 5 救援の際の物資の売渡し要請等

### ① 救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。

この場合においては、これらの措置が、国民の権利について一定の制限を加える性質を持つことに留意し、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ、公用令書を交付して、措置を講ずる。

### 【救援の際の緊急措置】

区分	知事が行う措置	相手方
物資の売渡しの要請等	医薬品、食品などの物資について売渡を要請し、又は保管を命令する。正当な理由なく拒否したときは収用する。なお、特定物質が緊急かつ大量に必要になる場合など県内で当該特定物資が十分に確保することができないような場合には、指定行政機関等への要請を行う。(国民保護法第81条)	物資を取り扱う者
土地等の使用	収容施設又は医療施設を確保するため、土地、家屋などを同意を得て使用する。正当な理由なく拒否したときは、同意を得ないで使用する。(国民保護法第82条)	土地所有者 施設管理者など
立入検査等	上記に掲げる物資の売渡の要請・保管の命令及び土地等の使用に必要な場合には、立入検査を行う。(国民保護法第84条)	物資を取り扱う者 土地所有者 施設管理者など
医療の実施の要請等	医療関係者に対し、医療の提供を要請する。正当な理由なく拒否したときは、医療の提供を指示する。(国民保護法第85条)	医療関係者

なお、県は、これらの措置の実施により、損失等が発生した場合においては、基本的人権の尊重の原則及び、国民保護法上、次の救済手続が定められていることを踏まえ、問い合わせの対応等、権利利益の救済のため迅速な対応を行うこととする。

### 【権利利益の救済措置】

区分	救済手続
物資の売渡の要請等	損失補償（国民保護法第159条第1項）
土地等の使用	
医療の実施の要請等	実費弁償（国民保護法第159条第2項）
	損害補償（国民保護法第160条）

#### ② 医療の要請等に従事する者の安全確保

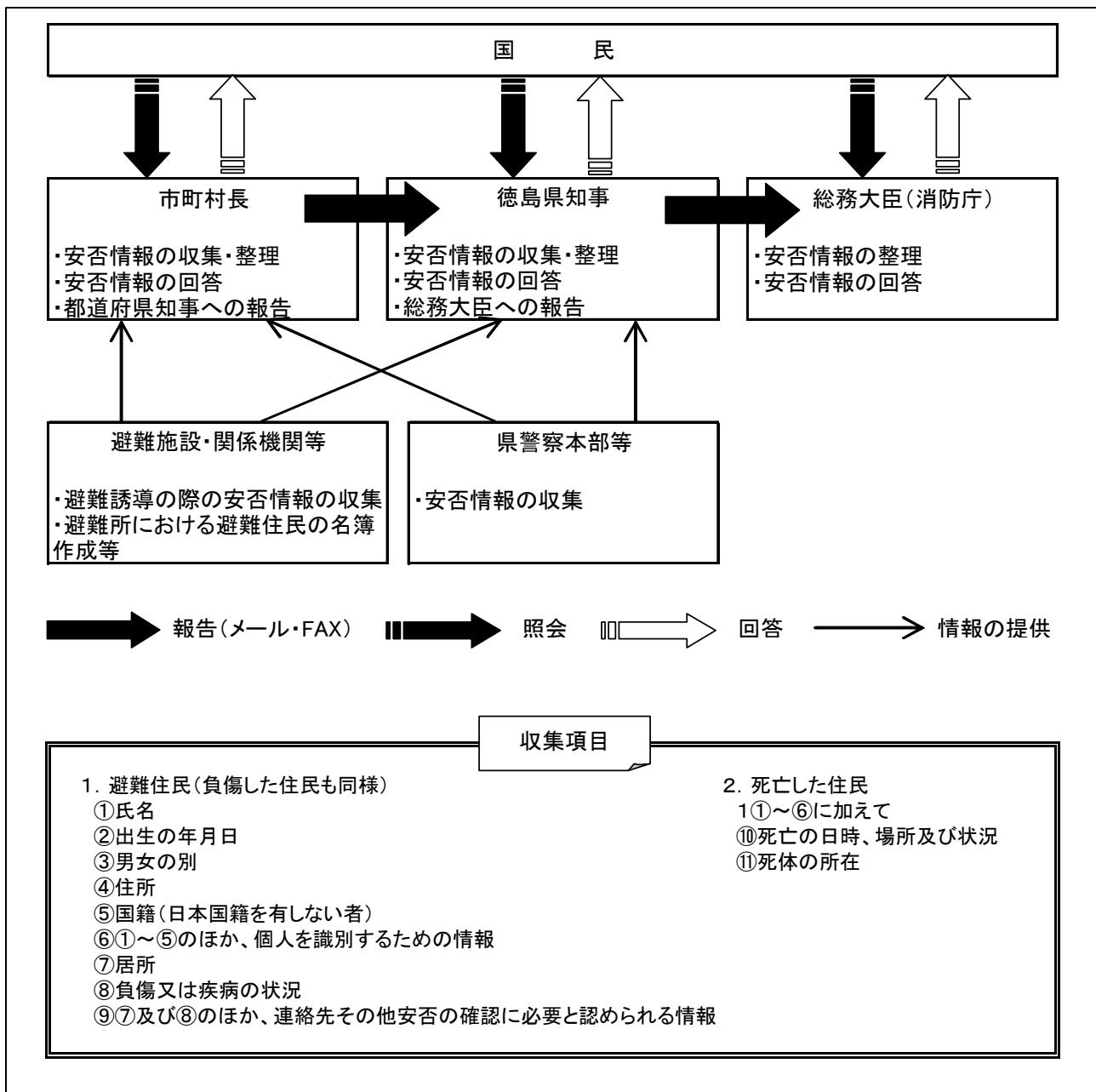
知事は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する<sup>\*1</sup>。

\*1 法第85条第3項（医療の実施要請等の際の安全確保配慮義務）

## 第6章 安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

### 【安否情報収集・整理・提供の流れ】



## **1 安否情報の収集**

### **① 市町村との役割分担**

知事は、市町村長の行う安否情報の収集を支援するという立場から、県の区域内の市町村における安否情報の収集方法、収集先などの安否情報収集体制を平素から把握することにより、県と市町村の安否情報収集における役割分担を定める。

また、必要に応じ市町村における体制整備のための助言を行うよう努め、体制が不十分な市町村に対しては必要な支援を行うよう努める。

### **② 安否情報の収集**

県は、必要に応じて自ら安否情報を収集するほか、県警察への安否情報の照会を行い、また、運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求める。

なお、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### **③ 安否情報の整理**

県は、市町村等から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく<sup>\*1</sup>。

### **④ 県警察の通知**

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

## **2 総務大臣に対する報告**

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより報告することとするが、同システムによる報告ができない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等で消防庁に送付する<sup>\*2</sup>。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話等での報告を行う。

\*1 法第94条第2項（安否情報の整理義務）

\*2 法第94条第2項（安否情報の総務大臣への報告義務）

### **3 安否情報の照会に対する回答**

#### **① 安否情報の照会の受付**

- ① 県は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどの照会も受け付ける。

#### **② 安否情報の回答**

- ① 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書による本人確認や照会をする理由の真実性の確認等を行うことにより、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する<sup>\*1</sup>。
- ② 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

#### **③ 個人の情報の保護への配慮**

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底とともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、状況に応じて判断する<sup>\*2</sup>。

\*1 法第95条第1項（安否情報の照会に対する速やかな回答義務）

\*2 法第95条第2項（安否情報回答の際の個人情報保護留意義務）

#### **4 日本赤十字社に対する協力**

県は、日本赤十字社県支部の要請があつたときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。<sup>\*1</sup>

当該安否情報の提供に当たつても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。<sup>\*2</sup>

#### **5 市町村による安否情報の収集及び報告・回答**

##### **① 市町村による安否情報の収集**

市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

##### **② 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答**

市町村による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

---

\*1 法第96条第2項（日本赤十字社が行う外国人安否情報収集への協力義務）

\*2 法第96条第3項（外国人安否情報収集への協力の際の個人情報保護留意義務）

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1節 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、その基本となる考え方について、次のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### ① 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。<sup>\*1</sup>

##### ② 国の対策本部長への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。<sup>\*2</sup>

##### ③ 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事させるすべての要員について、必要な情報の提供等、安全の確保のための措置を講ずる。<sup>\*3</sup>

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

\*1 法第97条第2項（武力攻撃災害への対処に関する措置の包括的実施義務）

\*2 法第97条第4項（国に対して武力攻撃災害への対処に関する措置の要請が可能）

\*3 法第105条第15項（応急対策等を講じる者に関する安全確保配慮義務）

## 第2節 生活関連等施設の安全確保等

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、次のとおり定める。

### 1 生活関連等施設の安全確保

#### ① 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部長等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関相互に当該情報を共有する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

#### ② 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する<sup>\*1</sup>。

この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し隨時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

なお、緊急の場合においては、生活関連等施設の所管省庁が当該要請を行うことがあるが、その場合には、知事に通知される。

#### ③ 県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う<sup>\*2</sup>。

\*1 法第102条第1項（生活関連等施設の管理者に対して安全確保措置を要請可能）

\*2 法第102条第3項（自己の管理する生活関連施設等施設に関する安全確保措置の実施義務）

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める<sup>\*1</sup>。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

#### ④ 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する<sup>\*2</sup>。

この場合において、ダム、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性があると判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。なお、県公安委員会は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知する。

##### 【立入制限区域】

範 囲	県公安委員会又は海上保安部長等が指定することとされている。(生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域)
公示等	県公安委員会又は海上保安部長等は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示することとされている <sup>*3</sup> 。 また、現場においては、警察官又は海上保安官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにすることとされている。
効 果	警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限・禁止、退去命令

#### ⑤ 国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する<sup>\*4</sup>。

\*1 法第102条第4項（生活関連等施設の安全確保措置のために都道府県警察、消防機関等に支援を求めることが可能）

\*2 法第102条第5項（都道府県公安委員会による立入制限区域が指定可能）

\*3 法第102条第6項（都道府県公安委員会の立入制限区域指定の際の公示義務）

\*4 法第97条第4項（国に対して武力攻撃災害への対処に関する措置の要請が可能）

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講すべき措置等の情報を迅速に把握する。

## ⑥ 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講すべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

# 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

## ① 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずる<sup>\*1</sup>ほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の①から③の措置を講すべきことを命ずる<sup>\*2</sup>。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

【危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることができる措置一覧】

物質の種類	区分	知事の措置		
		1号	2号	3号
消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの。	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの。	○	○

\*1 法第103条第1項（危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置の実施義務）

\*2 法第103条第3項（危険物質等の取扱者に対して廃業命令等が可能）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合）。 毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの。	
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第45条
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。	
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。	
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。	
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法第39条
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。	
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。	

医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（医薬品医療機器等法施行令第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○
<p>備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まない。</p> <p>2 表中の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。</p> <p>1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限</p> <p>2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限</p> <p>3号 所在場所の変更又はその廃棄</p> <p>3 表中の○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えていた既存の個別法を意味する。</p> <p>4 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。</p>				

## ② 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める<sup>\*1</sup>ほか、危険物質等に関する措置を講ずるために必要があると認める場合は、<sup>\*2</sup>危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

\*1 法第103条第2項（危険物質等の取扱者に対して警備強化を求めることが可能）

\*2 法第103条第4項（危険物質等の取扱者に対して報告を求めることが可能）

### 第3節 N B C攻撃による災害への対処等

県は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を次のとおり講ずる。

#### 1 応急措置の実施

知事は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、N B C攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るために措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

#### 2 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

#### 3 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物資・人員について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所や県保健製薬環境センター、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

#### 4 汚染原因に応じた対応

県は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国（厚生労働省及び農林水産省等）と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行わ

れることがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がN B C攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

(1) 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる<sup>\*1</sup>。

(2) 生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる<sup>\*2</sup>。

県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、県保健製薬環境センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

(3) 化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させる<sup>\*3</sup>とともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

## 5 知事及び県警察本部長の権限

内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する<sup>\*4</sup>。

\*1 法第105条第15号（応急対策等を講じる者に関する安全確保配慮義務）

\*2 法第105条第15号（応急対策等を講じる者に関する安全確保配慮義務）

\*3 法第105条第15号（応急対策等を講じる者に関する安全確保配慮義務）

\*4 法第108条第1項・第2項（放射性物質等による汚染の拡大を防止するために必要な措置を行うことが可能）

**【汚染の拡大を防止するための措置】**

区分	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

知事又は県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

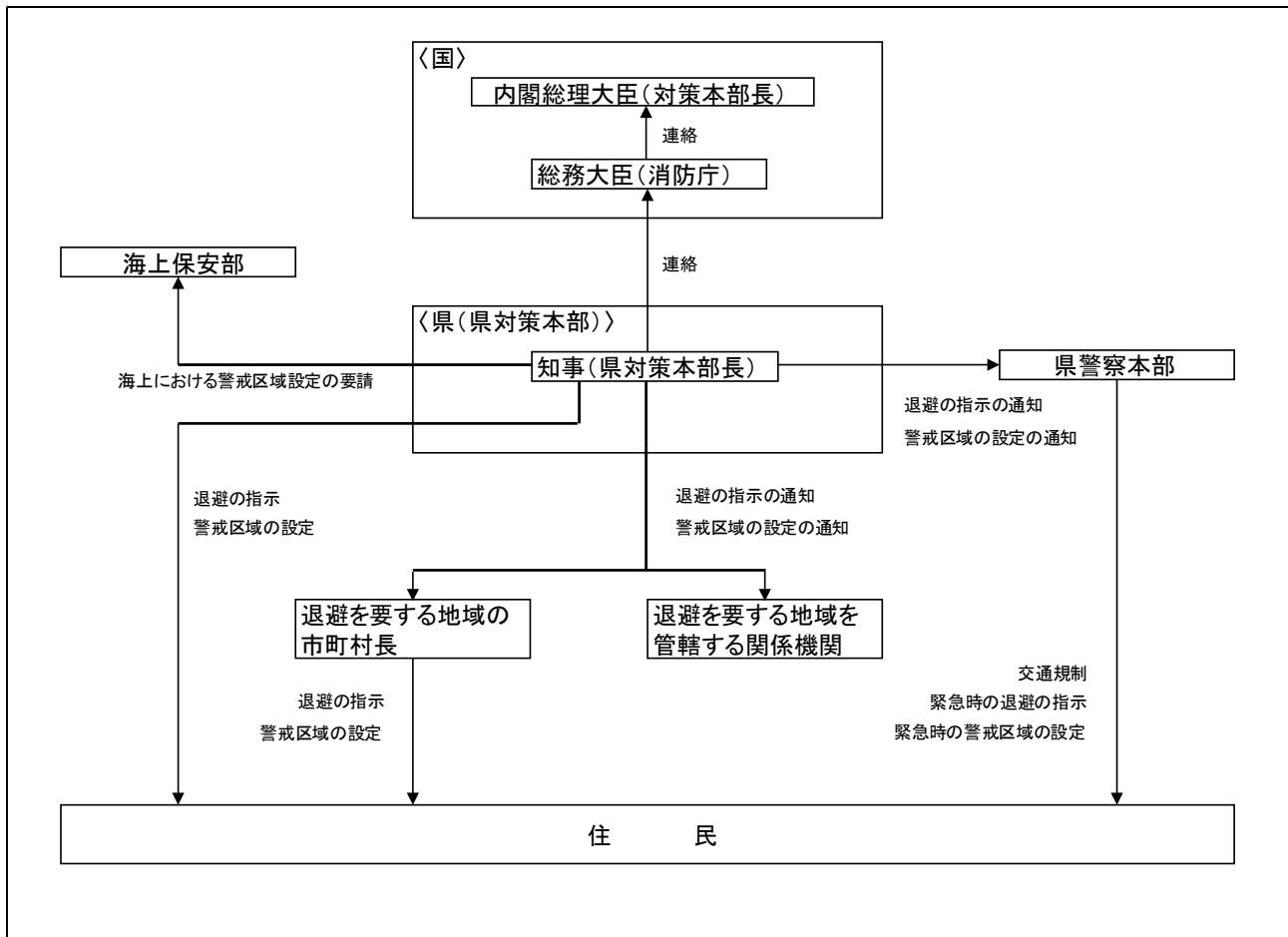
**【名あて人に通知する事項】**

- ① 当該措置を講ずる旨
- ② 当該措置を講ずる理由
- ③ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
- ④ 当該措置を講ずる時期
- ⑤ 当該措置の内容

## 第4節 退避の指示及び警戒区域の設定等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるとときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

### 【退避の指示及び警戒区域の設定】



## 1 退避の指示

### 1 退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う<sup>\*1</sup>。

また、知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。屋内への退避は、次のような場合に行う。

- ① N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

#### 退避の指示（例）

- ・ 「△△市△△町△丁目、□□市□□町□丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ・ 「△△市△△町△丁目、□□市□□町□丁目」地区の住民については、○○地区の○○（一時）避難場所へ退避すること。

### 2 退避の指示に伴う措置

- ① 県は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。
- ② 県は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長、その他関係機関に速やかに通知する<sup>\*2</sup>。
- ③ 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- ④ 県は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

### 3 警察官による退避の指示

警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があつたときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる<sup>\*3</sup>。

\*1 法第112条第5項（退避指示が可能）

\*2 法第112条第6項（退避指示実施の際の市町村長への通知義務）

\*3 法第112条第7項（警察官による避難指示が可能）

## 2 知事、市町村長の事前措置

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。知事が当該指示をした場合には、直ちに市町村長へ通知する。

また、市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときには、同様の指示をすることとする。

警察署長は、知事又は市町村長から要請があったときは、同様の指示をする。

## 3 警戒区域の設定

### ① 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う<sup>\*1</sup>。

### ② 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、次の方法等により行う。

- ① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。
- ② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。
- ③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとる。

### ③ 警戒区域設定に伴う措置

- ① 県は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する<sup>\*2</sup>。
- ② 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- ③ 県は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

\*1 法第114条第2項（警戒区域の設定及び同区域からの退去命令等が可能）

\*2 法第114条第2項（警戒区域の設定及び同区域からの退去命令等と実施した場合の市町村長への通知義務）

#### ④ 警察官による警戒区域の設定等

- ① 警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があつたときは、警戒区域の設定を行う。<sup>\*1</sup>
- ② 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

#### 4 応急公用負担等

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

##### 【武力攻撃災害への対応の際の緊急措置】

区分	知事が行う措置	相手方
応急公用負担	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 土地、建物などを一時使用する。</li><li>・ 土石、竹木その他の物件を使用又は収用<sup>*2</sup> (国民保護法第113条第3項)</li></ul>	土地所有者 施設管理者 など
障害物の除去等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置<sup>*3</sup> (工作物を除去したときは保管) (国民保護法第113条第3項)</li></ul>	

なお、県は、これらの措置の実施により、損失が発生した場合においては、基本的人権の尊重の原則及び、国民保護法上、損失補償手続が定められていること（国民保護法第159条第1項）を踏まえ、問い合わせの対応等、権利利益の救済のため迅速な対応を行うこととする。

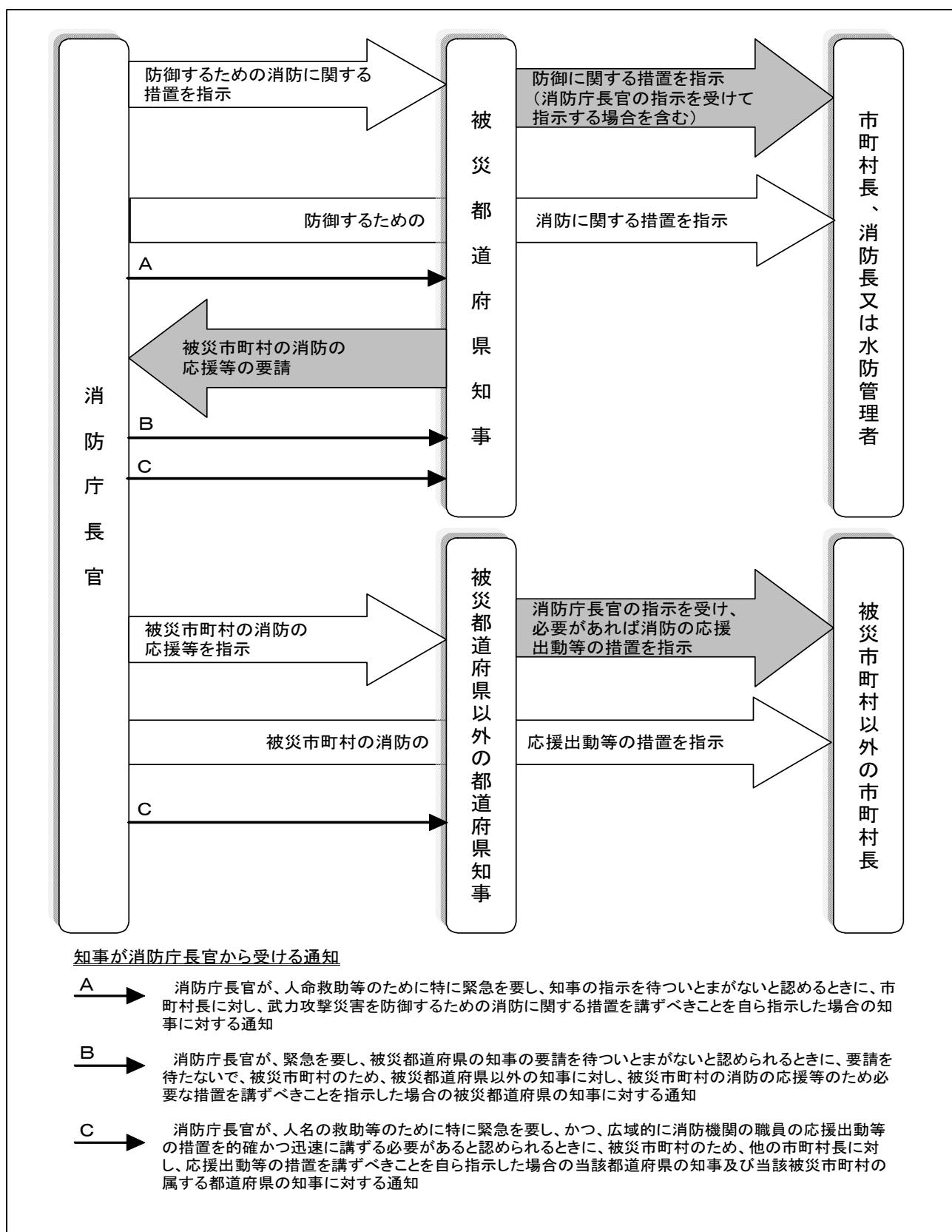
\*1 法第114条第3項（警察官による警戒区域の設定等が可能）

\*2 法第113条第3項（武力攻撃災害への対処措置のため土地の一時収用等が可能）

\*3 法第113条第3項（武力攻撃災害への対処措置のために除去した工作物等の保管義務）

## 5 消防に関する措置等

### 【消防等に関する指示の枠組み】



#### 知事が消防庁長官から受ける通知

- A** → 消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町村長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知
- B** → 消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、被災市町村のため、被災都道府県以外の知事に対し、被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示した場合の被災都道府県の知事に対する通知
- C** → 消防庁長官が、人名の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町村のため、他の市町村長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対する通知

## ① 消防に関する措置等

### (1) 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。

### (2) 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

## ② 消防等に関する指示

### (1) 市町村長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。<sup>\*1</sup>

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。<sup>\*2</sup>

### 具体的な例

#### 1 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町村の区域にまたがり、被災市町村の消防力では対処することができないために他の市町村と一体となり、又は他の市町村の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

#### 2 緊急の必要がある場合

被災市町村において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

\*1 法第117条第1項（市町村長に対して消防機関の職員の応援出動等の措置を指示可能）

\*2 法第120条（応援出動等を行う消防機関の職員の安全確保配慮義務）

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う<sup>\*1</sup>。

#### 具体的な例

- 1 国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町村長等に対して指示する場合
- 2 特殊な武力攻撃災害であり、県が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町村長等に対して指示する場合

#### (2) 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

#### 具体的な例

応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町村の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合

#### (3) 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

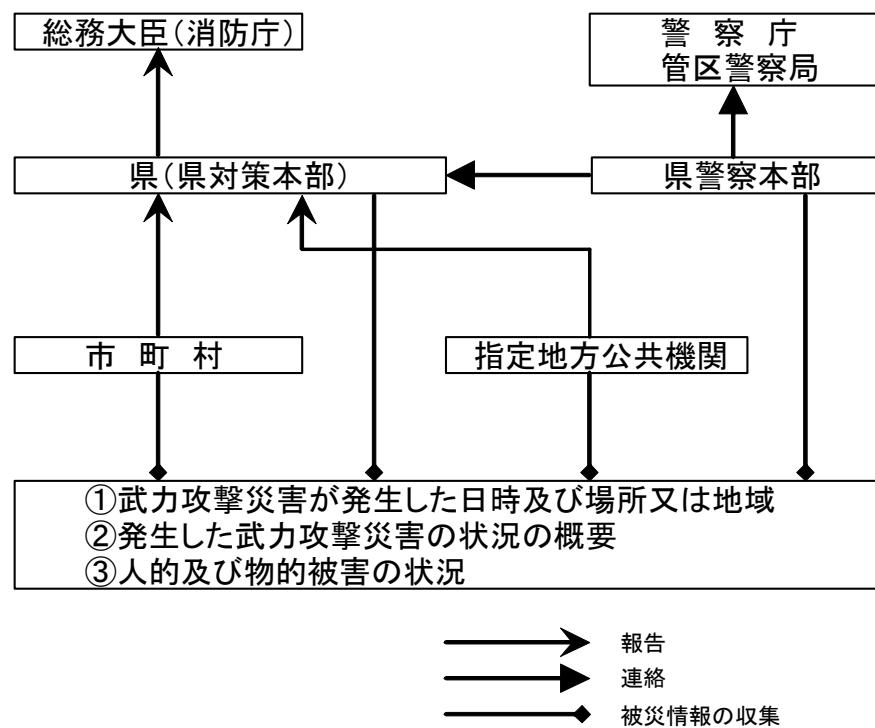
知事は、自らの県が被災していない場合において、(2)の要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

\*1 法第119条第3項（武力攻撃災害の防御に関する措置を指示することが可能）

## 第8章 被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集するとともに、総務大臣に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

### 【被災情報の報告・連絡】



## 〔1〕被災情報の収集及び報告

- ① 県は、電話、防災行政無線、災害時情報共有システムその他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。<sup>\*1</sup>  
特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。
- ② 県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。
- ③ 県は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。<sup>\*2</sup>
- ④ 県は、第一報を消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、市町村に報告を求ることとし、収集した情報について次頁に定める様式に従い、電子メール、FAX等により消防庁が指定する時間に報告する。  
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。
- ⑤ 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び中国四国管区警察局に速やかに連絡する。

## 〔2〕市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は隨時、県が消防庁に報告を行う方法等に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

\*1 法第126条第1項（被災情報の収集努力）

\*2 法第127条第2項（被災情報の総務大臣への報告義務）

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分

徳 島 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 (UTM座標 )

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他	
	死 者	行 方	負 傷 者		全 壊	半 壊		
			不 明 者	重 傷				
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 况

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

#### ① 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者等を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障がいの予防等を行う。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### ② 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

#### ③ 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の発生を防止するため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

#### ④ 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等を派遣し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

### 2 廃棄物の処理

#### ① 廃棄物処理の特例

① 県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、<sup>\*1</sup>環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。

\*1 法第124条第3項（廃棄物処理の特例基準に基づいて業者に廃棄物の処理を行わせることが可能）

- ② 県は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講すべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。<sup>\*1</sup>
- ③ 平素から県は既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。

## ② 廃棄物処理対策

県は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

- ① 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。
- ② 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。

## ③ 文化財の保護

### ① 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 県は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② 当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

### ② 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- ① 県は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。
- ② 県は、県職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

\*1 法第124条第4項（特例基準に適合しない業者に対する是正指示が可能）

# 第10章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、次のとおり定める。

## 1 生活関連物資等の価格安定

### ① 価格安定のための措置

県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う<sup>\*1</sup>。

- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

### ② 関係法令に基づく措置

県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

#### 【価格安定のための措置に関する法令】

- ・ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）（以下「買占め等防止法」という。）
- ・ 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）
- ・ 物価統制令（昭和21年勅令第118号）

#### (1) 買占め等防止法に係る措置

県は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く。）及び県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

\*1 法第129条（生活物資の価格高騰等に対する適切な措置の実施義務）

- ① 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）
- ② 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）
- ③ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）
- ④ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）
- ⑤ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

(2) 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く。）及び県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ① 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
- ② 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
- ③ ①及び②の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

(3) 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、①及び②の措置を講ずる。

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

- ① 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）
- ② 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

## **2 避難住民等の生活安定等**

### **[1] 被災児童生徒等に対する教育**

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について、関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

### **[2] 公的徴収金の減免等**

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに県税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### **[3] 就労状況の把握と雇用の確保**

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

### **[4] 生活再建資金の融資等**

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

## **3 生活基盤等の確保**

### **[1] 県による生活基盤等の確保**

- ① 工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる<sup>\*1</sup>。
- ② 河川管理施設、道路及び港湾の管理者である県は、河川管理施設、道路及び港湾を適切に管理する。

### **[2] 指定公共機関及び指定地方公共機関による生活基盤等の確保**

- ① 電気事業者及びガス事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、電気・ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとされている。

---

\*1 法第134条第2項（水道事業等を行っている場合における水の安定供給義務）

- ② 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとされている。
- ③ 電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置を講ずることとされている。
- ④ 一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、信書便を確保するために必要な措置を講ずることとされている。
- ⑤ 病院その他の医療機関である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとされている。
- ⑥ 河川管理施設及び道路の管理者である指定公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、河川管理施設及び道路を適切に管理することとされている。

## 第11章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について、次のとおり定める。

### ① 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

### ② 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる<sup>\*1</sup>。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配意して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

### ③ 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

### ④ 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

### ⑤ 緊急交通路確保のための権限等

#### (1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

\*1 法第155条第1項（国民保護措置に必要な場合において都道府県公安委員会による交通規制が可能）

(2) 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

⑥ 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

## 第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（平成16年条例第12号。以下「第一追加議定書」という。）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するため、それぞれに使用することができ、それらは1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されることとされている。

#### 【1949年8月12日のジュネーヴ諸条約】

- ・ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（昭和28年条約第23号）
- ・ 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（昭和28年条約第24号）
- ・ 捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（昭和28年条約第25号）
- ・ 戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（昭和28年条約第26号）

### 2 赤十字標章等

#### 1 赤十字標章等の交付等

##### (1) 赤十字標章等の交付

知事は、国の定める赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年閣副安危第321号。以下「事務の運用に関するガイドライン」という。）等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、次に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- ① 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- ② 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者  
(①及び②に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む。)

## (2) 赤十字標章等の使用許可

知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

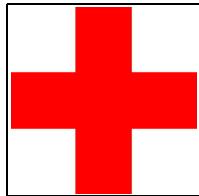
- ① 医療機関である指定地方公共機関
- ② 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

## 2 赤十字標章等の様式等

### (1) 標章

事務の運用に関するガイドライン2(3)①に規定される、白地に赤十字を使用する。

なお、標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK値：C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB値：#FF0000）を目安とするが、他の赤色を用いることを妨げるものではない。



### (2) 特殊信号

事務の運用に関するガイドライン2(3)②に規定される、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。

### (3) 身分証明書

事務の運用に関するガイドライン2(3)③に規定される身分証明書（自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用）とする。

### (4) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等とする。

## 3 特殊標章等

## 1 特殊標章等の交付等

### (1) 特殊標章等の交付

知事又は県警察本部長は、事務の運用に関するガイドライン等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ① 知事
  - ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
  - ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ② 県警察本部長
  - ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
  - ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 特殊標章等の使用許可

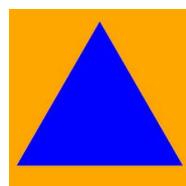
知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

**[2] 特殊標章等の様式等**

(1) 特殊標章

事務の運用に関するガイドライン3(3)①に規定される、オレンジ色地に青色の正三角形とする。

なお、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB値：#0000FF）を目安とするが、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。



(2) 身分証明書

事務の運用に関するガイドライン3(3)②に規定される身分証明書（国民保護措置に係る職務等を行う者用）とする。

**4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発**

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

【自衛隊衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書様式】

表面

 <small>(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</small>	
<b>身分証明書</b> <small>IDENTITY CARD</small>	
<small>自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用</small> <small>常時の 臨時の</small>	
<small>for PERMANENT civilian medical personnel</small> <small>TEMPORARY</small>	
<small>氏名/Name _____</small>	
<small>生年月日/Date of birth _____</small>	
<small>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</small>	
<small>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____.</small>	
<small>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</small>	
<small>許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</small>	
<small>有効期間の満了日/Date of expiry _____</small>	

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
<small>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</small>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

【国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書様式】

表面

 <small>(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</small>	
<b>身分証明書</b> <small>IDENTITY CARD</small>	
<small>国民保護措置に係る職務等を行う者用</small> <small>for civil defence personnel</small>	
<small>氏名/Name _____</small>	
<small>生年月日/Date of birth _____</small>	
<small>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</small>	
<small>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____.</small>	
<small>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</small>	
<small>許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</small>	
<small>有効期間の満了日/Date of expiry _____</small>	

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
<small>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</small>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))





第4編  
事後対策  
～復旧等～



# 第1章 当面の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など当面の復旧のため必要な措置を講じることとし、当面の復旧について必要な事項について、次のとおり定める。

## 1 基本的考え方

### ① 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に当面の復旧を行う。

### ② 通信機器の当面の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

### ③ 国に対する支援要請

県は、当面の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に關し支援を求める。

## 2 ライフライン施設の当面の復旧

### ① 県が管理するライフライン施設の当面の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、当面の復旧のための措置を講ずる。

### ② 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、ガス、通信等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から当面の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

### **3 輸送路の確保に関する当面の復旧等**

#### **① 輸送路の優先的な確保のための措置**

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる当面の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

#### **② 県が管理する輸送施設の当面の復旧**

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設及び港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な当面の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

### ① 国における所要の法制の整備等

県は、武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討するとされていることから、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

### ② 県が管理する施設及び設備の復旧

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### ① 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされている<sup>\*1</sup>ことから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### ② 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償、実費弁償及び損害補償

#### ① 損失補償

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う<sup>\*2</sup>。

#### ② 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

#### ③ 損害補償

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う<sup>\*3</sup>。

\*1 法第168条第1項・第3項（国民保護法で定める費用の負担義務）

\*2 法第159条第1項・第2項（損失補償等の実施義務）

\*3 法第160条第1項・第2項（損害補償の実施義務）

### **3 総合調整及び指示に係る損失の補てん**

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う<sup>\*1</sup>。

### **4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等**

#### **① 国に対する負担金の請求等**

市町村は、市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県の場合に準じて市町村国民保護計画で定めるものとする。

#### **② 損失補償及び損害補償**

市町村は、国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県の場合に準じて市町村国民保護計画で定めるものとする。

---

\*1 法第161条第2項（損失補てんの実施義務）



## 第5編 緊急対処事態への対処



県は、緊急対処事態においては緊急対処措置を行うこととし、必要な事項について、次のとおり定める。

## 1 緊急対処事態

県国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

県は、緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、県緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う<sup>\*1\*2</sup>。

## 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

### ① 警報の通知及び伝達

知事は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を決定することを踏まえ、対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し、警報の通知及び伝達を行う。

### ② 警報の通知・伝達方法の準用

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

\*1 法第177条第1項（緊急対処保護措置の包括的実施義務）

\*2 法第182条第2項（緊急対処保護措置に関する事項の国民保護計画への記載義務）



# 徳島県国民保護計画で使用する用語について

徳島県国民保護計画において使用する用語の意味又は定義については、次のとおりとする。

## 法令の名称の標記

### 事態対処法

「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号）をいう。

### 事態対処法施行令

「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令」（平成15年政令252号）をいう。

### 国民保護法

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号）をいう。

### 国民保護法施行令

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」（平成16年政令第275号）をいう。

### 安否情報省令

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号）をいう。

## 機関名等の標記

### 指定行政機関

国の行政機関のうち中央行政機関で、事態対処法施行令第1条で定められた機関をいう（事態対処法第2条で定められた機関をいう（事態対処法第2条第5号参照）。

### 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令第2条で定められた機関をいう（事態対処法第2条第6号参照）。

## **指定公共機関**

公共的機関又は公益的事業を営む法人の中から、事態対処法施行令第3条及び「事態対処法第2条第7号に規定する指定公共機関を指定する公示」（平成16年）で定められたものをいう。

## **指定地方公共機関**

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう（国民保護法第2条第2項）。

## **県**

徳島県知事及びその他の執行機関をいう。

## **近畿2府7県**

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県をいう。

## **四国4県**

徳島県、香川県、愛媛県、高知県をいう。

## **国の対策本部**

事態対処法第10条の規定に基づき、内閣に設置される事態対策本部をいう。

## **県対策本部**

徳島県国民保護対策本部をいう（国民保護法第27条参照）。

## **県緊急対処事態対策本部**

徳島県緊急対処事態対策本部をいう（国民保護法第183条参照）。

## **市町村国民保護対策本部**

市町村に設置される国民保護対策本部をいう（国民保護法第27条参照）。

## **危機管理対策本部**

「徳島県危機管理対処指針」（平成16年徳島県危機管理会議）及び「徳島県危機管理対策本部の設置及び運営に関する要綱」（平成16年）に基づき、県民の生命や財産等に直接的かつ重大な被害が生じ又は生じるおそれがある危機事象に対処するため、知事を本部長として設置されるものをいう。

## **災害対策本部**

「災害対策基本法」（昭和26年法律第223号）第23条に基づき、知事が設置する災害対策本部をいう。

## **危機管理対策本部等**

危機管理対策本部又は災害対策本部をいう。

## **【他の用語】**

### **基本指針**

政府が作成する国民の保護に関する基本方針をいう（国民保護法第32条参照）。平成17年3月に閣議決定されている。

### **県国民保護計画**

徳島県国民保護計画をいう（国民保護法第34条参照）。

### **市町村国民保護計画**

市町村の国民の保護に関する計画をいう（国民保護法第35条参照）。

### **避難実施要領**

国民保護法第61条の規定により、市町村が定める避難実施要領をいう。

### **NBC攻撃**

核(Nuclear)兵器、生物(Biological)兵器、化学(Chemical)兵器による攻撃をいう。

## 徳島県国民保護計画

平成 18 年 3 月 作成

平成 26 年 11 月 変更

平成 30 年 6 月 変更

令和 7 年 2 月 変更

編集・発行 徳島県危機管理部危機管理政策課

〒 770-8570

徳島市万代町 1 丁目 1 番地

電話 088-621-2708